

平成17年 第1回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成17年12月16日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成17年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

追加日程

日程第2 請願について

日程第3 議案第32号 助役の選任につき同意を求めることについて

日程第4 議案第33号 由布市に収入役を置かない条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程

日程第2 請願について

日程第3 議案第32号 助役の選任につき同意を求めることについて

日程第4 議案第33号 由布市に収入役を置かない条例の制定について

出席議員(26名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 22番 三重野精二君 |
| 23番 生野 征平君 | 24番 山村 博司君 |

執行部より市長、教育長並びに各部課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は質問、答弁を含め、1人1時間以内となっております。質問者、答弁者も要領よく、また簡潔に発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。まず1番、小林華弥子さんの質問を許します。

議員（1番 小林華弥子君） おはようございます。1番、小林華弥子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、由布市が誕生して最初の定例議会の一般質問に際しまして、まず冒頭に少し述べさせていただきたいことがあります。知っていらっしゃる方も多いと思いますが、はっきり申し上げまして、私は、今回のこの合併には大反対してきた者です。正直言って、合併した今でもこれが本当に一番よい判断だったのかどうかと思うと、今はまだそうは思っておりません。

しかし、新市はもう発足し、スタートしております。ただ市長にはぜひこの新市のスタートに当たって、この由布市の中には私のように合併に反対してきて、そして今でも納得できていない市民が少なからずいるのだということを肝に銘じておいていただきたいということです。

そして、重要なのは、私を含めそういう合併に反対してきた人たちも、今この合併してできた由布市の市民になっているということなのです。その人たちがしばらくしてこの由布市の市政運営を見て、これなら合併をしても悪くはなかったのかなと思わせるような市をつくっていかねばならないと思っております。

合併に反対してきた市民は事あるごとにきつと、ほら見ろ、だからやっぱり合併しないでおけばよかったんだというようなことを思うでしょう。しかし、そのようなことを言っているのではまちづくりはできません。そういう人たちも一緒になって新しいまちづくりをしていかなければいけない、地域づくりをしていかなければいけない、そういう気持ちにさせていかなければいけない、そういう市をつくっていただきたいと思っております。

ただ、私は合併議論の一番最初から、合併というのは手段であって目的ではないと言い続けてきました。合併するかしないかが目的ではなくて、目的は自分たちの住むまち、この地域をどういう地域にしたいのか、どういうまちづくりをして、ここでどういう暮らしをしたいのかということが目的であって、そういう目的の地域づくりをするために合併という手段がふさわしいかどうかという判断だったのだと思っております。

今これが最もふさわしい手段だったかどうかというのは別としても、合併してもやはり本来の目的である自分たちの地域づくりの夢や目標は手放してはいけないというふうに思っています。そのためにも、この合併をまちづくりにとっての前向きなきっかけにしていくしかないと思っています。

合併した理由は、各町の財政難だと言いますが、私はこの合併に財政的なメリットはないと、当初から考えています。3万5,000人程度の市をつくっても行政コストの削減や事務事業の効率化による財政効果はほとんど出ない。そういう効果を生み出すためには、最低でも5万から10万の市をつくった合併でなくてはならないという調査もありますし、今回の由布市の合併による財政効果は試算してみると全体のわずか2%にしかならず、それ以上に合併によって係るコストの方がはるかに大きいという意見もあります。合併したからと言っても交付税がふえるわけではありません。であれば合併のメリットは財政的なものではないと言い切れると思います。

しかし、100歩譲ってそれでも今回、この合併をしたことによってメリットがあるとすれば、それは財政効果ではなくてこの合併をすることによって新しい行政、新しい基礎自治体をつくるきっかけが与えられたということだと思っています。

本格的な地方分権化時代を迎えて、自治体や行政というそのものの概念が変わりつつある中で、今までは既存の概念や既存の組織、既存の人間関係があってなかなか打ち破れなかったことを、この合併という絶好の機会を利用して、これまでの既成概念を捨てて、1から新しい行政をつくるんだと、今まで全国どこにもない活気的な地方自治体をつくり始められるんだと、そういうことだと思っています。

だからこそ、この今合併した時期に、新しい制度や新しいシステム、新しい概念、どんどん打ち出して行って、新しい地方分権にふさわしい由布市づくりをしていかなければならないと思っています。

そういう意味で、きょうこれから質問することは、この由布市が新しい自治体づくりを目指すためにもぜひ必要なのではないかと思うことについて、私からの提案も含めてお尋ねしたいというふうに思っております。

5つのことについて質問させていただきます。まず1点目、由布市の景観行政の取り組みについてお伺いします。

景観法の適用、景観行政団体の認可を受けて、今後の景観行政は、具体的に、いつ、どのように進めていくのかお伺いいたします。

また、特に近年進んでいる湯布院地域での大型乱開発については、景観、あるいは防災面での影響をどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

2点目は、総合計画の策定について、市長は先日、施政方針演説の中でも18年度中を目標に

総合計画を策定するとおっしゃっていましたが、その策定過程と手法はどのように進められるのか、お伺いします。

3点目、行政の機構改革についてお伺いします。

これについては、本庁舎方式を目指すということについて、いつその本庁舎方式へ移行するのか、あるいはどういう本庁舎方式を目指しているのかというのをお尋ねしようと思っています。

時期については、昨日三重野議員からも同じ質問が出ており、それに対して市長は、このことについては軽々しく自分の口から言うことではないと。市民の機運が高まったときにというふうに答えられていました。しかし、私はあえて市長の口から明言することが必要だと思い、再度質問をさせていただきます。

確かに市民感情を考えると微妙な問題ではあるかもしれませんが、本庁舎をどこに置くかを言えと言っているのではありません。今の分庁舎方式が非常に非効率で行政コストもかかるし、職員の業務に大きな支障を来たして、市民のためにもならないと、もうはっきり明言されているのであれば、一刻も早く本庁舎方式にすることが必要であり、これが当面の最大の行政課題のはずです。

そのためには、機運を待つなどと遠慮している場合ではないんです。まずトップが勇気を持って最初に明言して、きちんとした方向性を言うことが、市民の不安や疑問、不審を取り除くことになると思います。

どこに置くかという場所の明言は避けていただいても構いませんが、大まかな時期を言わないと、1日過ぎれば1日むだなコストがかかっているわけです。

今特に財政改革プランをつくっているとおっしゃっていましたが、どんな具体的な財政改革プランだか知りませんが、本庁舎方式の移行をいつごろにするのかという想定もせずに、財政改革プランをつくったとしても、そのプランは信憑性がなくなるんじゃないかというふうに思います。

ぜひとも市長御自身として、いつごろまでには本庁舎方式の移行を目指したいというふうなことを言っていただきたい。自分の任期中、4年間にはぜひやりたいというようなことでも結構です。ある程度のことはぜひ言っていただきたいと思います。

また、その本庁舎方式の中身についてですが、特にその各地域振興局のあり方、これをどういうふうにしていくお考えかをお尋ねいたします。

4点目、由布市における地域自治のあり方についてお伺いします。

地域の特性や個性が全く異なった3町が合併してできた由布市ですが、それぞれの地域のよさを生かしつつ、個性あふれるまちづくりを図っていくためには、今後由布市が目指すべき地域自治というのはどのようなものだとお考えになるでしょうか。特に、地域審議会の機能や権限につ

いてはどう考えられているのでしょうか。

それから、住民自治条例の制定を視野に入れるとおっしゃっていらっしゃいますが、具体的に、いつどのような方法で、どのような内容の住民自治条例をつくれるお考えかお尋ねいたします。

最後に5点目、小規模特認校制度の導入についてお伺いします。

今、湯布院の塚原地区で小規模特認校制度の導入が予定されていると聞いております。この導入に当たっては行政としてどのような支援措置をとられるのか、お伺いいたします。

あとは再質問、この席からさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、1番、小林議員の由布市の景観行政の取り組みについての御質問からお答えをいたします。

まず景観行政の具体的な取り組みの進め方についてということですが、自然環境の保全や景観等の生活環境の保全は、これまでは3地域がそれぞれ条例を制定して保全を図ってきたところでございます。

景観法の施行によりまして、湯布院地域では景観条例の制定に向けての第一歩であります景観行政団体としての大分県知事の指定を受けているところでございます。

この指定は引き続き由布市に継承されていることから、由布市全体の自然景観を保全するためにも景観条例等の制定を18年中にして、目指したいと考えております。

ただ、この条例制定は市民の理解が必要であり、様々なデータが必要であります。また、専門的な知識が必要な面もありますことから、必要に応じて委託業務も視野に入れて考えてみたいと思っております。

なお、担当は建設課、都市計画係でございますが、この条例にはさまざまな角度から取り組む必要があることから、必要に応じて関係する部署によるプロジェクトチーム等を視野に入れながら、作成をしていきたいと考えております。

次に、大型乱開発の景観、防災面での影響と、湯布院のまちづくり基本は、自然豊かな潤いと安らぎの里ということです。現在、NHK連続テレビ放送で放送されていますあの由布岳と田園風景を見て心がいやされるのは私だけではないと思っております。

年間400万人の観光客が訪れる湯布院の命は、自然景観と豊かな温泉と人情だと、私は考えております。

その湯布院を守り、由布市のまちづくりを守る観点からも、大型化や乱開発は避けることが必要であると考えております。

特に、自然環境や農村環境、さらに田園風景の保全は治山治水の保水力等の観点からも、防災上も安全が必要であると考えております。

次に、総合計画の策定についてでございますが、地方自治法第2条で、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることになっております。

由布市の総合計画の策定につきましては、既に策定基本方針を定めており、作業に取りかかっているところでございまして、策定期間といたしましては、18年12月を目標にしております。

由布市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成するようにしてございまして、基本構想及び基本計画ともにおおむね10年を想定をしておりますけれども、今後、研究、検討を重ねて決定をしてみたいと考えております。

また、実施計画は実行性の観点から3カ年程度に分割し、策定する予定にしております。策定体制といたしましては、今後設置します総合計画審議会を頂点にして、庁内には若手職員を中心とするプロジェクトチームなどを設ける予定にしております。

私は、今回の総合計画の策定に当たりましては、新市の一体感を醸成する絶好の機会ととらえております。特に、策定の過程を大事にしたいと考えております。1つは、すべてを専門のコンサルタントに委託するのではなくて、職員と住民の手づくりの総合計画にしてみたいと思っております。体制が整いましたら、私を初め、職員が地域や各種団体の会合などに積極的に出かけ、意見交換を行うとともに、住民同士の活発な意見交換も促していきたいと考えております。また、地域審議会の意見も反映させていく予定であります。

次の、行政機構改革の市庁舎の方式の件でございますけれども、私の市長当選後のインタビューで、本庁舎方式の移行を目指していきたいとの発言でありますけれども、今後市政運営の中で市民の皆さんの行政サービスの利便性、あるいは行政運営の効率性、議会運営の効率性等、総合的な観点から市民の皆さんの意見を聞いて行いたいと思っております。

いずれにしても、合併協議会の中で分庁舎方式は適当ではないと思います。だから、早いうちに本庁舎方式に進むべきであるという附則をつけております。

そういうことからしても、既に合併協議会の中で本庁舎方式の利便性、不利便性ということについては想像されてございまして、これを早く戻すことが望ましいということでもあります。

したがって、行財政効率面等の判断で、それからその時期を見て考えていきたいと思いますが、これをいつ、どのようにしようかというんでは、きのう三重野議員にお答えしたとおりで、やっぱりもう少し状況を判断してみたいし、合併に係るそれまでの議論の末の結果として、それもまた重く受けとめながら、一日も早いそういう本庁舎方式にいけるように、努力をしてみたいと思います。

これはもう議員指摘のとおりで、財政的にもいろんな面で市民のためにはならないと、私も強く思っておりますから、その方向でこれから進めてみたいと思っております。

具体的な時期につきましては、もう少し様子を見ていきたいと、私は思っております。しかし、方向性はきちんと固まっております。

次に、本庁舎方式の内容は現段階では特に具体的に話し合いとか固める、そういう内容を検討しておりませんが、私自身としては本庁舎方式というのは、本課がすべて本庁舎に揃うということでありまして、各支所については市民の窓口的なサービスを残しながら、本庁舎方式にまとめていく、これが将来的には一番いい方向であると、私は思っております。

それから、そのためには振興局のあり方、あるいは機能、権限についてもこれから十分検討してまいらなくちゃいけないと思います。

今、発足して2カ月とちょっとでございます。職員の体制もまた機能面も職員同士の統一ができていない状況でありまして、これが職員の融和が図られて、仕事が本当に能率的に行われるようになるかどうかという面も見極めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、こういうことも含めて制度や方策について調査を行うように職員に指示をしているところでございます。いずれにしても、市民の利便性や行政の効率性を最優先に考えて、これから取り組んでまいりたいと思います。

それから、由布市の、由布市における地域自治のあり方について、地域特性の異なった3町が合併してできた由布市でございます。それぞれの地域のよさを生かしながら、個性あふれるまちづくりを推進するために、目指すべき地域自治のあり方についてでございますけれども、地域性の異なった、地域特性の異なった由布市はそれぞれのまちがそれぞれの地域で育み、継承してきた歴史、伝統、文化といった地域の特性があります。その特性を本当に十分に生かしながら、これからまちづくりを行ってまいりたいと思っております。

しかしながら、少子高齢化や核家族化、多様化する住民ニーズ、厳しい財政事情など今後の時代背景や方向性を考えてみるときに、施政方針にも掲げました住民と行政の新たな共同の関係の構築がぜひとも必要であると、私は考えております。

合併による行政の広域化によって行政の手が地域の左右まで届かなくなっております。市民の皆さんが主体性を発揮し、行政に頼っていた部分を改善し、自立的な取り組みをすることは重要であると考えております。

したがって、合併後の地域づくり、地域自治は住民主体による地域づくりの展開が重要であると考えております。地域住民による地域住民のための地域自治の確立を推進してまいります。

この住民主体の地域づくり、住民自治の強化によりまして、地域特性にさらなる磨きをかけて、地域住民の皆さんが進み続けたいと感ずる地域づくり、自分たちの地域に自信、あるいは愛情、誇りを感じ、そういう地域住民の皆さんの笑顔がまた輝く地域づくり、地域自治の確立を、そういう地域自治の確立を目指してまいります。

現在、行政内部でこの方策について検討をしているところでございます。基本的な考え方として、全市で各地域に2地区、合計6地区をモデル事業として指定をしまして、地域コミュニティの方策を考えているところでございます。平成18年度実施に向け、予算化も含めて検討をいたしております。

次に、由布市における地域自治のあり方について、特に地域審議会の機能権限についてはどう考えるのかという御質問でございますが、住民条例の制定を視野に入れることが、具体的にいつ、どのような方向で、どのような内容の条例を制定するかということで、についてでございますけれども、地域審議会につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づきまして、合併協定書において設置が定められたものでございます。

審議会は、挾間、庄内、湯布院の各振興局を区域として設置をいたしまして、各審議会は15名の委員で構成の予定です。既に市民参加の方式をとる観点から、各振興局ごとに5名の公募委員さんも決定をいたしまして、委員の人選の最終調整を行っている段階でございます。

さて、この審議会の機能、権限についてでございますが、まず機能は合併による広域化によって住民の声が行政に届かなくなるのではないかという不安を多くの市民が持たれております。この不安に答え、解消するためにこの審議会において旧町単位に由布市建設計画に基づく施策の執行状況、及び変更が生じた場合の変更事項、及び地域振興のための基金の活用などについて審議をし、答申をいただくとするものでございます。

また、審議会の設置区域についての施策に関する御意見もいただきたいというふうに、私は考えております。

次に、審議会の権限についてでございますが、協定書におきまして、市長の諮問に応じて審議し、答申すると定められております。また、当該地域の施策、課題についての意見を述べていただくことができるようになっております。新市の円滑な施策推進と各振興局区域のバランスのとれた発展のために地域審議会が有効に機能するように、大きな期待を寄せているところでございます。

住民自治条例につきましては、地方分権の時代を向かえ、団体自治の確立とともに住民自治の確立に向けて市と住民の共同の方向を定めようとするものでございます。まだ研究段階ではございますけれども、18年度中に条例化を目指したいと考えております。

条例の基本的な考え方として、住民自治を確立するために姿勢の基本となる原則と制度、市民と市の役割を定める自治基本条例の検討を、市民との協働で進めてまいります。

いわば、まちづくりの憲法と呼ばれるもので、参画と協働、情報の共有と保護とあわせて、市民、議会、行政の役割や責任を明確にいたしまして、共に協力をしてまちづくりを進める条例にしたいと考えております。

まさしく由布市の市民との協働のまちづくりに最も適応する条例化を目指してまいりたいと思います。今後、議員の皆さんの御意見をいただきながら慎重に検討し、実行あるものに必ずしていきたいと思います。

小規模特認校の制度の導入につきまして、教育長から答弁をいたします。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 1番、小林議員の質問にお答えをいたします。

小規模特認校についての支援措置があるのかという御質問ですが、平成17年6月1日で挾間町石城西部小学校、朴木小学校が特認校指定をいたしました。今回、11月22日の教育委員会におきまして要請のあります懸案の塚原小学校並びに塚原幼稚園について特認校並びに特認園扱いをしたところです。

議員御案内のように、この特認校というのは、やはり小規模校ならではのよさを認めている保護者、子どもが希望したものについては、特別に通学区域を考えずに入学、または転学、入園、転園ができるというものです。

自然に恵まれた環境の中で心身ともに健康な、健やかな成長を願う子どもたち、または1学級1園が多すぎたために集団生活に慣れない、だから小規模、少人数の中ですくすく伸ばしたいというような子どもたちのための制度だと思っています。

で、現在のところ石城西部小学校、朴木小学校はかなりの月日がたったわけですが、今のところまだゼロです、この制度による転学はありません。

ですが、これはある程度、長い期間があって口コミ等でそれぞれ市報等ではお知らせしているわけですが、だんだんとふえていくのではないかという期待感と言うんですか、ものも持っているところです。

現在のところ、財政的な支援措置は考えていません。いわゆる一定の条件がついたものが転学をすることを認めているわけですが、その一定の条件というのは、自力で通学できる、または保護者の責任において登下校が安全確保できるという条件が伴います。

そういうことを含んだ上で、今後いろんなケースが考えられますので、その時点では考える余地があるかと思いますが、現時点では新措置は考えていません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。聞きたいこと山ほどありますが、ちょっと取捨選択してます。

今、最後の小規模特認校制度の導入について、ぜひこれは成功させていたいただきたいと思ってお

ります。狭間でもまだゼロだということですが、塚原地区で今度、募集をかけるということになると思います。特に、塚原地区、塚原幼稚園が小規模特認園に設置されて、今塚原幼稚園というのはその入園児童の数が少なくて休園状態にありますんで、5名集まれば再開できるという約束のもとですが、今地区には多分3人ぐらいしかいなくて、あと2人いれば幼稚園、地元の幼稚園に通えるのを待ってるお母さん方もいらっしゃいます。

ぜひこれ成功させて、幼稚園の開園を望みたいと思います。そのためにもPRと言いますが、こういう学校に通いたいと、こういうことができるんだという情報をもっと多くの方々、市民だけではなく市内外からも含めてだと思えますけれども、やっていただくことが成功のポイントだと思っています。

で、制度のPRだけではなくて、これをどうして通いたいかということをお知らせするためにも、どういう学校でどういうことをしているのか、それから地域の特色ですね、そういうことをPRすることをぜひ力を入れていただきたいと思っています。

特に、塚原小学校については、連続テレビ小説風のハルカの舞台にもなっていますし、ああいう環境のいい学校、特色ある学校ということでもPRのポイントもあると思います。

今、教育長、市報には出しているけれども、口コミで長い期間かけてでもと言われましたけれども、ぜひもう少し、例えばいろんな組織機関に働きかけるとか、そういうことをやっていますというPR体制強くっていただきたいと思っています。

財政支援措置については、今考えてないということですが、これももし希望者があって、成功した段階になった場合には、例えば遠距離通学の手当、中学生なんかには出している制度がありますけれども、そういうことも検討をしていただきたいというふうに思っています。PRとその制度の検討についてちょっともう一度御確認お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） お答えします。

PRは今一番の情報をどのように流すかということが課題ですから、市報だけじゃなくて、今御指摘のような形の中で、どんな方法があるかなということだろうと思います。研究しながらPRに務めたいと思います。

財政支援については検討課題であろうと。ケースバイケースだろうと思いますので、その辺は今、即答はできませんが、いい方向に持っていきたいと思っています。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。ぜひ成功させていただくことを願っております。

あと、順次、景観法についてです。今市長が御説明いただいたように、景観法というのが適用

されて、由布市が景観行政団体になっているということです。この景観法とか景観行政団体という言葉、耳慣れない方もいらっしゃると思いますが、湯布院の出身の議員さんは御存じだと思いますけれども、これ私が湯布院の町議会時代からずっともう景観対策を訴え続けてきておりまして、関係担当部局の御尽力もあって、ようやく景観行政団体になれたということで、資料の配付を議長に許可をいただいて配付させていただいております。景観法とは何かとか、景観行政団体とは何かというようなことを、ここで改めて私が講釈するまでもないんですが、参考までに資料をおつけしておきました。

ここで時間がないので説明は省きますが、この景観法の一番のポイントというのは、私が思いますに、景観法というこの法律、昨年国会で制定されて、ことしから施行された新しい法律ですけども、景観法って、3文字の法律というのは非常に意味がある、文字数の少ない法律というのは非常に重い法律だというふうに聞いております。

それだけ景観というものの異議が見直され始めてきているということのあらわれだと思います。景観対策というのは非常に重要だと思いますが、景観行政団体に由布市がなっているということです。

ただ、このポイントは、景観法が適用されて、景観行政団体になったからと言って、待っていれば何かその法の適用があって、自動的に規制がかかるとか、そういうことではないということです。

資料の下の方にポイント書いてますが、自動的にその景観行政団体に義務を課すものでもない。ただ、この景観行政団体になって景観法の適用を受けた場合に、それぞれのその地方自治体、景観行政団体になった自治体が自分たちの地域にとって必要な景観政策、それから必要な措置を条例、あるいは計画づくりなどでつくれば、それに対して法的な単行が与えられる。それからいろんな面にも制度されている。

今までは市町村レベルではできなかったようなことでも、その景観行政団体になっていけばやってもいいですよ。ただどんなことをどういうふうにやるのかは、もうそれぞれの自治体が自分たちで決めなさいということが、一番のポイントだと思うんです。

だから、この下の方にも書いてありますけれども、この機会を積極的に生かすかどうかは自治体の力量がかかっている。要はやる気があるかないかでこの制度を生かせるかどうかがかかっているということです。

そのためにもこの由布市が景観行政団体になったということで、どれだけの景観行政施策をしていけるかによって、どういうまちづくりができるかということだと思いますので、ぜひこれは積極的に力を入れてやっていただきたいと思います。

で、いろんなメニューがありますが、具体的にお伺いしたいのは、今この景観法が適用され

て、これからいろんなことをやっていくのに一番気になるのは、由布市全体で一つの景観の政策を網羅して、景観計画をつくるというのは、私は実質的には無理があると思っています。地域地域にはそれぞれ固有の景観がありますし、その地域地域に見合った景観政策が必要だと思っています。

そういう意味で、今この景観法の道具の中に、景観計画区域、あるいは景観地区というものを設定して、その地区だけに適用できる規制や条例をつくるということができるといふふうに定められています。

そういう意味でも、私はまずこの景観行政団体になるきっかけになった湯布院町地域にとって、この施策が必要だと思いますので、まずは湯布院町地域をその景観計画区域、あるいは景観地区に指定してでも、こういう全市一体でやっていこうではなくて、まずは必要な地域地域を設定しながらやっていくという体制をとるのが、一番実質的ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 町長時代にこういう景観について本当に詳しく考えたことはないんですけども、市長になりまして湯布院にこういういろんな問題があることを知りまして、勉強させていただいておりますけれども、このやっぱり景観法がやっぱり地域づくりの基本になるというふうに、私は考えております。その中で、湯布院の地域は湯布院の地域の景観をしっかりと守っていかなければならないだろうし、庄内についても挾間についてもそれぞれの地域でやっぱり異なる景観の保持を、保全をしていかなければならないということで、大原則は一緒でありますけれども、地域によっては違つと、そういうことで、その地域ごとに議員おっしゃられるように設定していく方がいいと、私も考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。ぜひそういう、で、作成体制も担当は建設課の都市計画係だけれども、関係する部署とプロジェクトチームをつくりたいということです。

その地域地域でつくるんですから、あとその条例なんかもつくるので、提案ですけれども、総合政策課を初め、それから地域振興局というようなところと連携してチームをつくっていただきたいというふうに思っています。

で、景観について余り御認識がなかったということですが、私はその景観というのは、単にその見た目とかまちの美しさや自然を守ることだけの意味ではなくて、景観の意義というのは非常に大きい、どういう景観をつくるかによって、その土地の土地利用のあり方、あるいは交通のあり方、道路のあり方、あるいは建物の建て方、あるいは産業のあり方、農地の使い方、そういうことすべてにかかわるのが景観だと思っています。

だから、どういう景観をつくるのかによってどういうまちづくりをするのかという根本にかかわる問題だというふうにもとらえていただきたいと思います。

美しい景観を持っているまちというのは、質の高いまちづくりをしているというふうにはバロメーターにもなると思いますので、ぜひこれは景観の重要性を認識して取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っています。

特に、その湯布院地域で今景観問題がいろいろ取りざたされています。湯布院地域については景観問題、死活問題になっています。

で、大型開発についてお伺いしましたけれども、今具体的に湯布院町の中で大型の乱開発の案件が上がってきております。まちづくり審議会にもかかって審議中ですが、この問題について市長、どういふふうに御認識されていらっしゃるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 企業が地域に入ってきて、そして大型の施設をつくって、営利を行うということでありまして、私はそういう湯布院の町として、今まで湯布院のまちが育ててきた、そういううるおいのある、そしてまたのどかな田園風景、そして豊かな緑、自然と、そういうものにマッチしたそういうものでなくてはいけないと考えておりますし、一たんそういう企業がどんどん入ってくることを許可することになりますと、今後そういう縛りがきかないということになっておりますので、このことにつきましては、本当に慎重に、そしてまたそういうことに波及しないような方向で、私は取り組んでもらいたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。慎重にすべきですし、今その上がっている大型開発の件につきましては、今市長が言われたように、これを一たん許すと、そういうその結果、何でもありだという状況にもなりかねません。

今、湯布院町で上がっている案件と言いますのは、今までのいろんな開発が進んできた地域ではなくて、盆地の周辺部に出てきている開発案件です。

そういう意味でもうこういうことを始めると、盆地の周辺部の自然景観がどんどん壊されていくきっかけにもなってしまいます。そういう意味だけではなくて、もう一つ防災の意味でも非常に危険が高いことを指摘しておきたいと思っております。

市長はその現場にいらっちゃって、現地をまず見たことがあるかどうかちょっとお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 現地の近くを通ったことはありますが、現場は見たことはありません。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひ見ていただきたいんですが、今もう既にうっそうとした森だ

った木を全部伐採してしまって、路面、土の面がもろに出てきています。排水対策もとっていないくて、雨水がたまって、非常に地盤もゆるんで危険な状態にあります。

ああいうところにその大型の3階建てのようなビルを建てようというような計画ですけれども、非常に危険だと思います。

特に、近くに老人施設、老人ホームがありまして、すぐその斜面のすぐ下にあるものですから、非常に危険で、実際にことしの台風が来たときも、その土砂がさうとうその老人ホームの敷地内になだれ込んできて、危ない目にあったという報告も聞いております。老人ホームに入所している方、寝たきりの方や車いすの方、お年寄りの方もいっぱいいらっしゃいます。施設の方にしますと、ああいうものをつくられて、災害がもし起きたときに自分たち職員はそのお年寄りを抱えて逃げろということとか、そんなことはとてもできない、もう死ねということじゃないかというような危惧も覚えられております。

そういう意味でもその景観というものだけではなくて、防災という意味、それからその周辺の施設に対する配慮というのも、ぜひ現地に行って確認をしていただきたいと思います。

特にこの案件は早急に対応していただきたいというふうに思っております。これ要望として申し上げておきたいと思います。

まだ言いたいことの5分の1も言ってないんで、時間がどんどん伸びてしまったんですが。

総合計画の策定については、あとで時間があれば述べたいというふうに思っています。

1つ飛ばしまして、行政の機構改革について、本庁舎方式の時期については相変わらず明言を避けられましたけれども、ぜひその市長、当選されたんですから、任期中にはぜひ敢行していただく、遅くとも任期中に敢行していただきたいと思います。

本庁舎方式の中身について具体的にまだ検討してないということですが、市長言われたように、本課を1カ所にまとめる、これが一番基本だというふうに思います。

で、一番その非効率的で業務上支障があるのは、本課がばらばらにあること、建設課があっちにあったり総務がこっちにあったり環境課があっちにあったりというのが一番問題なんで、それをまとめるのは当然だと思うんですが、気になるのは、その地域振興局をどういうふうにするのかという部分です。

で、振興局についてはその窓口サービスを残して支所というふうな御発言ありましたが、私はむしろ今後その地域自治の拠点として、地域振興局は充実して残していくべき方向ではないかなというふうに考えます。

本課を小さくぎゅっとまとめて、小さな政府ではないですけども1カ所に集める。ただ、地域振興局は充実させて、権限も機能も充実させてしっかりと残していく、その支所に毛のはえたようなものではなくて、地域の主体、地域自治の主体となるようなもので、地域振興局は残して

いく、そういう方式ではないかなと思いますけれども、市長、その点についていかがでしょう。
議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう考え方もあると思いますし、これもまたひとつこうしなくちゃいけないと思っています。

ただ、私が今、考えておったのは、本庁舎方式というのは、そういう本課を1カ所に集めると、そして支所についてはそういう市民窓口の機能を持たせるだけという考え方をしておりました。しかし、これについてはそういう思いでありますけれども、今後皆さんと検討しながら、どういう形がいいかというのは、これからの課題であります。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 資料、お配りしている資料の5ページ目に、先日三重野議員さんもちょうと言及されてましたけれども、県がその市町村合併の影響調査をしたというその新聞記事が出ております。その中で、ちょっと下の方に線を引いておりますけれども、いろんなその不安や不満、懸念の声が聞こえた中で、一番住民からの声では、支所機能や支所長の権限に関する指摘が最も多かったと。で、知事のコメントとして支所長や支所にはもっと予算や権限をおろしてもいいのではないかというふうなコメントもあります。

要はその単なる支所という、今までの概念の支所というだけでは非常に不便だと、そういう意味からでもそういうものを強化していく、そういう意味で、私はせっかく地域振興局という制度をつくったのですから、支所化して小さくするのではなくて、逆にこれを維持して、地域のことは地域でやらせる、地域振興局がきちんと地域の政策をうたいあげて計画づくりをする。本課はそれを総合的に調整するという、その集中等、きちんとした分担の役割をつくっていくべきではないかなというふうに思ってます。

行政の効率化で何もかも1カ所の集めると、かえって何もかも1カ所がやらなければいけないということになります。地域地域にしっかりした拠点があることが、かえって本課の業務を効率化させることにもなるんじゃないかというふうに思っています。

そういう意味でも、きのう三重野議員の質問にもかかわるんですけど、この地域振興局の予算と権限を早くはっきりさせなければいけない、今いろんな面でいろいろそごが出てきているというお話がありました。私も地域振興局、何回かいろんなところ顔出したとき、あと職員の方も聞いてみますと、この仕事は、例えば今、本課でやるのか振興局でやるのかどっちかはっきりしていないし、責任もはっきりしてないし、振興局の人は本課でやるんだらうと、本課は振興局でやれているし、どうしたらいいのかというような、そういう混乱が今、非常にあるというふうにも聞いております。

そういう意味で、地域振興局のその責任と権限をしっかりと明確化して、どこかでその文書化

してでも規定すべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 御指摘のとおりでありまして、仕事がうまくいかないというのはその点も十分にあるわけでありまして、この点については早急に今も対策を考えさせているところであります。今後、そういう形がいいかというのも今、検討させておりまして、その中でもう一つはそういう形をつくるということと職員の融和をしっかりとっていくことが大事だというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひ検討していただきたいということでしか言えないんですけど、検討しますだけではあれなので、じゃあむしろちょっと、私の方から提案ですけれども、じゃあ振興局はどういうふうに規定するのかということについては、例えば、総合計画をつくるときの地域別計画を振興局単位でつくらせたらどうかということとか、あるいはその地域内の実施事業の選択やその優先順位の検討も振興局に任せたらどうかと。それから、その地域内の団体や組織に対する補助金とか、あるいは補助事業の対象決定を振興局に任せるときのことができないか。

また、地域内の道路や公共施設の整備などについては、例えば何平米以下とか、あるいは事業費がいくら以下のものについては、振興局が主体となってやると、そういうようなことも考えられる、それ基準をつくるというようなことも考えられると思います。

具体的なこういうことをぜひ検討しますしかお答えできませんけど、提言しておきますので、ぜひ検討の中に入れていただきたいと思います。

もう一つ、次に地域自治のあり方についてお伺いします。特に自治基本条例についてお伺いしたいと思いますが、住民自治条例をつられるということで、実は私もこれ自分の選挙のときからその自治基本条例をつくるのを提言するというのを公約にしておりました。自治基本条例というのはぜひこれつくっていただきたいと思います。

自治基本条例というのは何なのかということですが、市長おっしゃられたように、これまちづくりの憲法と言われるようなものです。今、全国でもう何百ものこういう自治条例がつけられておりますが、実はその実態というのはよくわからない。で、資料6ページ、7ページにもちょっと関係する文書を出しておきましたけれども、6ページの最初にその自治基本条例は自治に関する基本的な事項を定めた条例と言えるが、法律上の概念ではなく、共通の理解もできてないため、何をもって自治基本条例とするかについての確立した定義はない。自治基本条例、今全国何百もあって、一番最初は多分二セコ町がつくった情報公開を公開制度ができる前につくったまちづくり条例が自治基本条例の先駆けだというふうに言われております。

まあ近いところでは九重町も多分もうつくっているんじゃないかと思いますが、そういういる

んな全国の何百もの自治基本条例見てみましても、統一したこれが自治基本条例ですよというひな形はないんですね。よく見てみますと、そのまちそれぞれの条例についても全部千差万別なんですね。その自治基本条例という名前をつけた条例も多分1つか2つしかなくて、あとは、例えば二セコ町まちづくり条例とか住民と協働する何とか条例とかいろんな名前がついています。中身も町によって違います。

要は、何が言いたいかという、その自治基本条例をつくりますと言っても、どういう中身の条例をどういう目的でつくるのかが一番重要なことであって、由布市の自治住民基本条例というのは、何を目的にして何をうたい上げるのかというのをしっかり最初にはっきりさせておかなければいけない。

で、今市長がいくつか内容としては住民等の協働とかいろいろおっしゃいました。もちろん、それも含めてやって、入れていただきたいんですが、これも私からの提言で長々と申しわけないんですけども、私も自分自身由布市にとって住民自治基本条例をつくるべきだと言っておりました。私が考えていた由布市に必要な住民自治基本条例に必要な要件は必ず3つは入れていただきたいと思います。

1つは、これはもう市長も言われましたけど、まずその議会と行政、市民の役割と責任を明確に定義づけること、今やその自治を行うのは行政だけではないんだと、行政も住民も議会もみんながそれぞれの役割や責任を持って自治を行っていくというのが、これからの自治体のあり方だということで、それをきちんとうたい上げて定義づけることが必要だと思っています。

もう一つは、住民参加のあり方をきちんと規定すること、これも市長、さっき言われて協働もうたい込みたいというふうに言われましたけれども、協働とか住民参加という言葉というのも非常にあいまいです。へたすると、単に例えばその住民の声を聞きましたとか、行政が主催するようなイベントに住民の人にボランティアスタッフで参加していただいたというだけで、協働しています、住民参加してますみたいなことになりかねません。

そうではなくて、住民や行政側がそれぞれの責任と役割を持って一緒につくり上げていくというのが本来の協働のあり方ですので、そういうことをきちんとうたい込んで規定する必要があると思います。

そういうその協働や住民参加を規定するときに、4項目で言いますと、例えばその理念としてどういう協働を目指すのかということ、それから制度としてどういうその協働のシステムをつくるのかということ、それから権利として住民側、行政側にどういうその役割分担と責任が与えられているのかうたい込むこと、それから手続としてどうやってそのシステムを動かしていくのか、そういうことをきちんとうたい込む。

もう一つ言えば、先ほど言いました地域審議会というものをどう位置づけるのか、こういうこ

ともきちんと条例文の中に規定しておくことが必要ではないかなというふうに思っています。

特にその地域審議会については、私も先日この民間委員に応募した人の中からこの審議会というのが単なるその住民の苦情のはけ口で、行政側が住民の声を聞きましたというガス抜き場にされてしまうんじゃないかというような懸念や不信の声も聞かれました。

で、その審議会というのは、そういうその市長に答申するというだけではなくて、きちんとそういう地域自治の中に役割を持たせるということが必要だと思います。

特に、地域の振興政策については振興局に対しても意見をすることができるというようなこともうたってはどうかというふうに思っています。

それから、3つ目の要件としては、この由布市が目指すべき地域自治のあり方を明確に掲げる、これも先ほど市長が言われてましたが、地域のことは地域で決めて、地域でできることは地域でやると、それがその自治の基本なんだと、それをきちんと条例文にうたい上げることが必要だというふうに思っています。

提案も含めてなんですけど、こういうような要件をぜひ入れていただきたいなと思いますが、いかがでしょう。特にその地域審議会については、答申だけではなくて地域自治の中の役割を担わせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まちづくりというのをひとつの家庭に例えますと、やっぱり家庭でもそれぞれの家族がそれぞれの持ち場で、そして約束事の中で一日の家族の生活が成り立つと同じように、そして家の発展が見られていくと、町においても市においても全く同じでありまして、私は市民それぞれ、それぞれの持ち場の方々がどういう立場でどういうふうにやっていくかということを中心としておくことは、本当にやりやすい、生活しやすいまちになっていくというふうに、全く議員おっしゃるとおりでありまして、それから審議会につきましても、今そう言われたように、私が諮問したことだけについて考えるんじゃなくて、地域をどのように発展させていくかという、そういうことについても十分論議をし、そしてその意見をその中に反映されていくようにするのは当然であると、私は思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林議員、あと7分です。はい、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひこれはそのこういう条例が制定されて、地域自治のあり方が明確になって、そういうシステムが動き始めて、地域のことは地域でそれぞれがやるということを理想としてやっていただきたい。

で、こういうことができるようになりますと、行く行くはこういう地域自治が充実させれば、私は地域自治区制度というものの創設も目指していただきたいと思っておりますが、そういうことを視野に入れる考えはありますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まだそこまで考えておりませんでした。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これは、合併協議の中で地域自治区を設置するかというような協議がちらっと出ましたけど、本当にかすった程度で私はもっと本当は議論してほしかったんですけど、これから大きな、合併して大きな市になったからこそ地域の自治をどうするかというのは、大きな問題です。

そこに先々こういう地域自治を目指すんだという目標を掲げておくことが必要で、私はこの地域自治区制度の創設をぜひ目指していただきたい。で、地域自治区制度とは何かというのはもう多分御存じだと思いますが、参考資料の一番最後の大きなページにちょっと書き込みがあって汚いんですが、これ合併協議会が配っていただいた資料を参考にしています。

で、今地域審議会があるから地域のことは地域で考えたり話したりできるし、決めていこうということがありますが、基本的に地域審議会と私が言っている地域自治組織というのは全く違います、基本的に。何が違うかということ、一番違うのは、機能としてこの表の8番ですね、地域審議会のところは、今言ったように市長の諮問に応じて審議したり意見が述べるということができるということですが、地域自治区というのが設置されると何ができるかということ、一番下のところで、その17番のところ、地域自治区ごとに住民に必要な市の事務を分掌できる、行政事務を分掌できるということなんですね。地域のその行政事務を地域自治区が独自に担うことができるということなんです。これこそがそのさっき私が振興局をぜひ充実強化して、住民の人と協働してもらいたいという姿だと思うんです。で、地域自治区を設置することによって、地域のことは地域で決めて、地域の行政も地域の中で賄っていこうと、そこに住民との協働のあり方も条例でうたい込もうと、そういう理想的な地域自治の姿を設定して、ぜひこれは地域自治区制度を目指してもらいたいというふうに思っています。

時間がないので早口になりますが、参考までに、その前の9ページ、10ページ、これ実は上越市に地域自治区制度が導入されていることについての資料です。あとでゆっくり読んでいただきたいんですが、この上越市の地域自治区制度ってすごいんです。この上越市ってですね、前からあった新潟県の上越市に隣接する13町村が吸収合併されて大きな新しい市に、上越市ができたんですね。13の町村ともともとあった大きな上越市が合併した。で、地域自治区を設置したんです、合併と同時に。合併特例法をつかって設置したんです。それをその周りのくっついた小さな13の町村ごとに地域自治区を設置したのはもちろんなんですけれども、それを設置したことによって、逆に今まであった旧上越市の中も中学校単位に分けて地域自治区を設置したんです。

ということは、そのくっついた町村が中学校単位だったものですから、その母体となった大き

なところも中学校単位で自治区を設置しようと。それで、地域自治区がものすごく多大な権限が与えられていて、その審議委員さんも公選による選挙で選ばれるんですね。

で、これはすごい自治区制度をやってまして、私こういうのは、公選にするかどうかまでは別ですけども、これ何が言いたいかというと、上越市の、もとの上越市の人にとってみれば、合併したことによってかえって自分の身近な行政の自治単位が小さくなったということなんですね。合併して大きな市になったからこそ、かえってきめ細やかな行政が必要だと、それを合併したからこそ、今までの自治体が小さくなって、それぞれの自治単位ができるようになったと。もちろん大きな市としての行政は新しい上越市としてやりますけれども、そういう発想を持った合併後の地域自治づくり、こういうのは私は素晴らしいと思います。こういうことができるんだったら合併もいいなというふうに思います。

ぜひ由布市でもこういう考え方を勉強していただいて、地域自治区の創設を目指していただきたいと思います。

市長の御答弁いただきたいんですが、検討しますということ、一言じゃあぜひこういう地域自治区についてどう思われるかだけでもお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 自治区ということではありませんが、今、先ほど申しましたように、旧3町にモデル地区を設けて由布コミュニケーションと、コミュニティと、そういうものをつくりながら、今議員おっしゃられるような、本当に素晴らしいことだと思いますので、そういう方向もぜひ考えていきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） もうあと何分ですか、時間終わりですか。

議長（後藤 憲次君） まあやってください。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません、最後に早口です。総合計画の策定について、簡単に、基本構想、基本計画、実施計画をつくるって言いましたが、地域別計画を盛り込む予定はありませんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もちろんその中に入っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 地域別計画をぜひ盛り込んでいただきたい。その地域別計画を先ほども言いましたように、振興局単位でつくっていただきたい。

最後に、これあと資料で、4ページを読んどいていただければいいんですが、基本構想だけではなくて、基本計画も議会にかけていただきたい。基本計画を議会の議決要因にしようというの

が、今地方制度調査会でも答申の中に盛り込まれています。大分市議会は、それに一步先んじてそういう条例をつくらうとしております。

ぜひこれからつくるんですから、実質的な基本構想ではなくて、基本計画の部分も議会にかけたいと思います。

それから、総合計画のつくり方、10年単位と実施計画3年と言いましたが、その10年単位の中身についてはくどくど説明はしませんけれども、ぜひ多治見市、岐阜県の大垣市に非常におもしろい計画のつくり方をしております。資料の3ページにつくっておりますので、読んでいただきたいと思います。

時間切れで申しわけありません。以上、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、1番、小林華弥子さんの質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） ここで10分間休憩いたします。11時10分から再開をします。

午前11時02分休憩

午前11時13分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、15番、佐藤人巳君の質問を許します。

議員（15番 佐藤 人巳君） おはようございます。通告に基づきまして、2点についての質問をさせていただきます。

市長におかれましては、新生由布市の市民の融和と農業振興など日夜御努力していただいていることに、まずもって深甚なる敬意を評します。

それでは、通告に基づきまして、まず1点目の質問に入っていきたいと思います。まず1点目、家畜市場の整備統合についての問題であります。

昨今の市民を取り巻く農業情勢は、米を初め各種の畜産物価格は急増する輸入農畜産物により価格は低迷し、右肩下がりで年々下落している現状は言うまでもありません。

米も例外ではなく、確実に下がり、ことしの17年産価格も30キロ当たり5,500円位で販売されているというのが現状です。

今、農業の中で、一番元気がよく、経営の柱となっているのが畜産ではないでしょうか。農業後継者、担い手不足と言われている中、由布市3町で担い手後継者の一番多いのは畜産農家だと考えていますが、市長はどうお考えでしょうか。

その畜産が危機に直面しているということを市長は御存じだと思いますけれども、それは市場

問題です。私も最近、畜産農家からこの問題を聞き、相談を受けました。全農大分県本部、経済連ですね、旧、の合理化で県下4市場が2市場に統合され、由布市にある大分市場は廃止の方向で検討されているとのこと。

この案が現実に実行されると、由布市の畜産の中核となる高齢化した畜産農家は朝5時ぐらいから車を雇い、延々と時間をかけて玖珠市場まで持っていかなければならないと心配している声が今出ております。

この廃止案が現実になれば牛飼いをやめるという人が多くなり、牛は減り、畜産後継者もいなくなるのが予想されます。

由布市の農業粗生産額、販売額の半分以上は畜産であります。また、由布市の1村1品でもあり、顔であると思います。

新生由布市の地域振興を考えると、「農・商・工・観」であり、とりわけ農の中の畜産の振興、構築連携により、作物づくりを考えても畜産の振興は必要不可欠であると私は考えます。

特に、由布市内の地産地消での作物づくりには大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。畜産農家の声としては市場を2つにしても高く売れない、購買者、いわゆるお客さんが多く来てくれるような利便性のよい場所の誘致、例えば高速道路のインターに近いところはよいという声が多く聞かれております。

将来を考えたとき、由布市は大分県の真ん中にあり、インターも近くを含め2カ所あると思います。そのような場所に誘致してはいかがでしょうか。

いずれにしても畜産農家が今一番問題と考えているのが家畜市場の廃止についての阻止対応策、また県下統一市場の由布市への誘致対策であります。

以上のことを踏まえ、どうお考えかお伺いをいたします。

次に、2項目めに入りますが、バス路線廃止に伴い交通弱者を守る手段について、この問題につきましても、私を含め、多分5人目ぐらいになるのではなかろうかなというふうに理解しているところでありますが、これだけの多くの議員がこれに携わるということは、非常に大事なことであろうというふうに認識をしているところであります。

私の場合は、庄内地域を例に挙げさせて質問させていただきたいと思います。由布市の庄内地域を走る大分バスの路線はすべて廃止というゆゆしき問題が生じております。新生由布市の庄内地域に1台のバスが通らないと考えれば、大変な問題であります。廃止は企業の経営方針の結果であり、やむを得ませんが、現実を考えてみますと、通学生を含む交通弱者の足を奪うことは間違いのない事実でもあります。

現在、庄内地域では福祉バスを運行させていますが、由布市全体を見たとき、各庁舎間を結ぶ路線、さらに農協、病院等を中心にした路線を考え、朝、昼、夕の3便を取り入れた由布市営バ

スの構想はないのか、お聞きをいたします。

車社会の現状ではありますが、交通手段を持っていない市民、学生、高齢者に対しての交通手段の方法を考えることは、行政の責務でもあると考えます。過疎化の進む山間地域ほど交通弱者を救済することは公平な行政であると思います。

由布市全体を見直し、旧3町が結ばれる路線を考え、お互い市民同士の交流が一日でも早くできるような交通手段を考えてほしいものです。

市民の中でも、特に高齢者は月に四、五回ぐらいお医者に行っていますが、年金生活の人でも1回のタクシー利用金額は大体2,000円程度かかります。高齢者すべての人ではありませんが、高齢化率のアップにより年々病院通いが増加していることは間違いのない事実でもあります。

以上のことを踏まえ、市長としていかがお考えかお伺いをいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 15番、佐藤人巳議員の御質問にお答えをいたします。

まず家畜市場の整備統合についての御質問でございますが、私は農業振興の政策で一番大切にしなければならないことは、農畜産物の価格安定だと考えております。

また、由布市は臼杵、大分、由布市の市長と関係農協で組織している中央地域畜産振興会に所属しております。

平成15年11月21日に開催された中央地域畜産振興会の理事会で検討、検証を重ねる中で、大分県の家畜市場は1市場にしなければ県内外からの購買者が集まらないということで意見が一致し、意志統一を図ったところでございます。

議員の皆さんも御案内のように、豊後大分家畜市場内に横断幕でその意思表示をし、家畜農家の皆さんと行動を一つにすることを願っているものであります。

また、最近の家畜市場の状況を見ますと、大分県は悲しいことに価格は全国最下位の状況でございます。全国平均から見ますと、約5万6,000円程度安くなっております。1年間の上場頭数に5万6,000円を掛けて見ますと、大分県全体で年間11億円程度所得が減少しているといっても過言ではありません。

その原因は、県下1市場当たり上場頭数が少ないことから、購買者が家畜市場に訪れないことにはかならないと言われております。

このような状況を解決するには、大分県下の市場を1市場にして2カ月に1回開催されている家畜市場を毎月開催すれば1回の市場当たり約1,600頭となり、3日間開催され、各地から多くの購買者が来るようになると私は考えております。家畜市場一本化に向けて最大の努力を今後してまいりたいと思います。

次に、家畜市場を由布市へ誘致することでございますけれども、子牛市場検討委員会が大分県

1市場ということで統一された場合は、議員の皆さんの力を借りながら、ともに行動を起こして由布市に誘致したいと考えておりますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

次のバス路線廃止に伴い、交通弱者を守る手段についてでございますが、由布市内の路線バスの状況を見ますと、ここ数年で便数の減少、廃止が相次いでおりまして、来年3月末で大分バスさんが挟間、庄内間、庄内地域の3路線を廃止することが決定をしております。

今回の廃止路線に係る自治区からは、中学生の通学の足はぜひとも確保してほしいとの強い要望が寄せられておりまして、現在その要望に沿えるよう、関係機関とも協議を行っているところでございます。

御質問の由布市営バスの構想についてでございますが、合併時に策定されました由布市のまちづくり計画である新市建設計画の重点事業の1つとして、市内を循環する循環バスの運行が位置づけられております。

現在、担当課である総合政策課において市内循環バス導入事業として既に取り組み、検討をしておるところでございます。

これまで関係する課の担当で検討委員会を立ち上げまして、基礎資料となる現行の福祉バスなどの由布市全体の運行情況の調査を行っているところでございます。

一方、大分県とも循環バスの運行に当たって何らかの支援をいただきたいと、そうはできないかという協議を行っておりまして、前向きに検討をいただいております。

循環バスの運行に当たって、基本方針としましては、市が事業主体となって現在旧町単位で市民の足として運行されている福祉バス、スクールバス、一部路線バス等の整理、統合を行うとともに、由布市の機関である国道210号線を走り、3町間を結ぶシャトルバスの新設も含めた、だれでも利用できるコミュニティーバスとしての運行を目指していきたいと考えておりまして、主な対象者を車の免許を持っていない方、また持っても年々運転がしにくくなっている高齢者や児童、生徒などの移動手段を持たない交通弱者の方々と考えております。

新年度になりましたら、早速アンケート調査を行い、住民の方々の意向、要望を把握し、市民の方々に構成する市民交通対策検討委員会等で利用者の立場に立った運行形態などを検討していきたいと考えております。

目標として、来年度前半から試行運転を行い、19年度からは本格運行を考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） それでは、家畜市場の件につきましてから再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中に1市場制というものの答申そのものが出てくるやに、の御回答をいただきま

した。その仮に県下1市場制がもし導入された場合は、やはり私は大分県の真ん中に位置する由布市の中に、やはりどうしても誘致をしていただくことが最良ではないかなと。そして、やはりそのための位置する、位置的にもやはり由布市が一番立地条件のいいところにあるわけですから、やはり高速道路等のことを考えた中で、やはり交通便を考えて、やはり購買者の人がやはり多く来ることによって、先ほど最下位と言われました単価も若干の上がりも出てくるのではなからうかなというふうにも考えるところであります。

その点について、担当課としていかがお考えかお聞きをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） まず市長から。担当課。

市長（首藤 奉文君） もし1市場になりましたら、本当に高速が通っておりまして、交通便としては県の中央でありまして、そういう便から考えたときに、私はその高速インターの近くに持ってくるべきではないかなという構想を持っております。

そういうことから、1市場になりますときには、ぜひとも我が由布市で市場を設定していきたいと、そういうことで、議員皆さん方の力を借りながら、そういう方向で、もしなればそういうふうにやっていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） やはりきのう三重野議員が言われましたように、企業の誘致と同じ理論になると思うんですけれども、やはりどうしてもいち早く、やはり担当課としても私は動いていただきたいと思っておりますし、そのことについて畜産農家のやる気が出てくるか出てこないかは、やはりそういう由布市に市場がとれるかとれないかのやはり危機にかかっておるんじゃないかなというふうにも考えておるところであります。

今後、今市長もそういうふうに取り組んでいくということでもあります。県下統一市場の方針の中で、やはり1つになった場合、またそれが破れて、例えば2つになった場合のことを考えますと、やはり畜産農家のやはり後継者が一番今育っております畜産農家のやはり基本にかかっていくという問題につながっていくと思っております。

どうか担当課といたしましても、今後、市長も取り組むということですから、当然担当課も取り組んでいただけるものと解釈してよいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

市長の方も頑張るということでございます。外からは玖珠と豊肥を残して豊後大分市場と北部市場をなくすという考え方で、全農の方は考えているということでございます。

しかし、中央地域での畜産振興会でそういう意思決定をしておりますから、どうどうと1市場ということに向けて頑張りたいと思います。

なお、大体大分県の牛の頭数が上場頭数が2万4,000と繁殖牛がいるわけでございます。でありますんで、大体8割生まれたとして1万8,000、9,000頭という位置になるわけでございます。

そういうことからして、2市場にいたしましても、近い将来1市場にしなければ1市場当りの上場頭数が少なくなるわけでございます。検討委員会に所属しておりますんで、精いっぱい1市場に向けて努力を重ねてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 今、明確な回答をいただきまして、本当にありがとうございます。畜産農家のためにも、そしてそれに固定する、やはり野菜等のつくる作物をつくります農業関係におかれましても何とかその方向で精いっぱい努力していただきたいと思います。

次に、バス路線のことですけれども、各町を結ぶ路線というのも今、検討しているということでもありますけれども、合併した、ちょっと特殊な地域の例を出して申しわけないんですけれども、私は庄内町のやはり大津留地区という中山間地域の、山間地域に住んでいる人間であります。その地域とすぐお隣の部落が今までやはり庄内町と挾間町という壁の中で、バスも公共バスは行き来していたんですけど、福祉バスは一步手前でとまってUターンをするというような現状の路線が、今つくられていたわけです。

そういうことを踏まえたときに、やはり私はそういう地域から、やはり挾間町、例えば固有名詞の地区で申しわけないんですけど、やはり大津留地区から朴木経由で、やはり医大まで出てくる、そして庁舎までを拠点としてのやはりそういう巡回ができるやはりバス路線というものをやはり考えていく必要が、私はこの合併によって生じてきたものではなかろうかなというふうに思っております。

その点につきまして、そういうものも大いに検討して取り入れてくれるのか、再度お聞きをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 由布市は一つになりましたから、その大津留地区のみならず、幸野、小平等々も同じような考えでいきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） やはり交通弱者を救うということは、本当に市民のやはり足を守る、やっぱりそういうことの施策というものは、本当に大きな問題であろうと思いますので、どうか市民が本当に利用できる、そしてやっぱりつくってよかったなというやはりバス路線というものを考えていただきまして、そしてやはり子どもが、非常に私はこの路線をつくるという検討委員会にいたしましても、私はものすごく難しいと思うんですね。やはり学生は学生の時間帯

があるわけですね。そしてやはりお年寄りや学生が出る、朝早く5時、6時ぐらいから、極端な話がそれじゃお医者に行くのかということ、それはまだそういう時間には行けないわけですね。

だから、私としては、やはり今1週間に1回しか来ない福祉バスをやはりやっぱり路線をふやしながらでも、増便をしたことを踏まえた中でのやはり路線づくりを考えていかないと、やはり公共バスが本当に1台も通らない庄内地域で、やはりしたことを踏まえた中でのやはり路線づくりを考えていかないと、やはり公共バスが本当に1台も通らない庄内地域で、やはり市民の足、やはり交通弱者は右往左往するというのが現実ではなかろうかなというふうに思っております。

やはり、先ほど言いましたように、私どものお年寄りはほとんど1回が2,000円、だから往復で1日ちょっと1回お医者に行っても4,000円というお金を今使っているわけです。

だからそういう中で、やはり年金生活をしているお年寄りから見ますと、やはりものすごい高価な足代になるわけです。

だから、そういうのをやはり救っていくことこそが、やはり新しい由布市としてのまた構想で、本当に現実にバスが通らない現状の中での暖かい面を見せるのも由布市の政策の一つではなかろうかなというふうに理解しているところでありますので、今後ともそういうことを取り入れまして、しっかりとした路線を築いていただきますことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、15番、佐藤人巳君の一般質問を終わります。

.....
議長（後藤 憲次君） 引き続き、10番、太田正美君の質問を許します。

議員（10番 太田 正美君） 議長の許可を得ましたので、10番議員、通告に従い、大きく2点について市長に伺います。

まず1点目は、観光政策についてであります。その中で、5点ほどお聞きします。

まず1点目は、先ほど1番議員も若干ふれましたが、大型観光開発の取り組みについてであります。湯布院温泉では今、大規模な開発申請が持ち上がっております。何度かまちづくり審議会ではこのことを協議してまいりましたが、いまだ継続審議となって結論が出ておりません。また、一方で、地元の湯布院温泉観光協会、旅館組合はこの進出に反対の意向を示しております。

施政方針の中に市長が保養温泉観光地としての湯布院地域を日本のトップランナーというふうな位置づけで認識をお持ちのようですが、これは今まで官民挙げての努力で、一朝一夕にできたものではないことは御存じだと思います。また、このことは普遍的なものでもないことも御承知だと思います。

施政方針の中で、先ほども述べてましたが、400万人の交流人口、またそこから波及する190億円とも200億円とも言われる経済効果は必ずしもこれからも続くというものではありません。

ません。美しい自然環境、また景観の保全、また心休まる人間のおもてなしがあってこそ、人は訪れ、また行きたくなるのだと思っております。そのことをまた永遠とこの40年間続けてきたのが、湯布院温泉の歴史だと思います。

このことを鑑みるときに、市長としての判断は非常に大きな方向性を示すものだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、基幹道路としての取り組みについてであります。

湯布院温泉は主として国道210号線と県道11号線、別府一ノ宮線と言われておりますが、それと高速道路として大分自動車等が通っております。特に、別府湯布院間は他県の観光客の方にとりましては、風光明媚な由布岳、鶴見岳の山並みを通して由布市に入ってまいります。

ユノセドウを超えてやがて急に広がる大パノラマを眼前に見て、このときはまあすごい感動を受けるわけで、私たち住んでいる住民にとりまして四季折々の景観に感謝せずにはおられません。

また、現在は大分空港と湯布院温泉を結ぶ直行バスも運行しております。市長も乗られたことがあると思いますが、非常に快適で、およそ空港から50分ぐらいで湯布院へ直行で着きます。しかし、きょうもまあ朝方でもそうですが、この1週間、たびたびの雪と霧等でたびたびの通行どめがかかります。そうした場合に、一般道としての日本の道路は非常に生活道路も含めて、また観光道路としても非常に大きな意味合いがあります。

そのことについて、これから先、整備した、今私も議員になりまして毎朝湯布院から四、五十分、この雪が降るとやっぱり1時間以上前から出てくるわけですが、そういうときにも由布市の基幹の、いわゆる動脈としての道路としてはお粗末過ぎるのではないかという思いがしております。

例えば、街路樹1本にしてもほとんどないような状況でありますので、施政方針演説の中に成長産業としての観光産業を市長も挙げられておりましたけど、その辺の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

それと、次にくらしの道事業の今後の取り組みについてであります。

とりわけ盆地内の岳本から湯の坪にかけては観光のメッカとなっております。特にまた10月、11月になりますともう毎日が歩行者天国のような状態であります。しかし、道幅も狭く、生活道路、特に地元住民にとっては非常に困難を極めております。

また、観光客からもたびたびのクレームが出て、早急なる対策が望まれるところですが、その取り組みについてお聞きします。

次に、目的税としての入湯税の基本的な考えであります。

3つの地域の特徴の一つに、湯布院地区の入湯税がありますが、その根源となる温泉の保護対

策はどうなっているのか。水と温泉は無尽蔵にあるものではなく、周囲の山々に降った雨が長い時間、特に温泉の場合は15年とも20年とも言われておりますが、それが地中から再びわいてくるもので、その保護対策について行政としてどのような取り組みをお考えでしょうか。

それとあわせて、今度由布市になりましてから、入湯税が今までは湯布院独自であったものが由布市として適用されるというふうになった場合に、その課税の方法、また徴収の方法、また税の使用目的、またはその使用範囲についてもお伺いしておりますので、よろしく申し上げます。

観光の最後になりますが、各種イベントに対する補助金の見直しについてであります。

これまで3町ではそれぞれの、特に観光というか、湯布院では観光を主体とするんですが、住民を対象としたイベント等が大きくありますが、その現状の報告とこれに対する予算等の措置、それと今後の見直しについてお聞きします。

公の施設を民間の力を活用して、指定管理者制度に移行しようとしている時期だけに、これらのイベントも民間の力を使って実行委員会組織を立ち上げ、民間に任せてはどうでしょうか。その見直しをするよい機会ではないかと思っておりますので、市長のお考えをお聞きします。

2つ目の大きな観点であります。農業政策についてであります。正確に言えば農林業と言った方が正しいかもしれませんが、湯布院地区の場合、観光と農林業はとても大切な関係で、切っても切れない関係であると思っております。農林業が衰退すれば、すなわち観光も衰退すると言われております。

そこで、2つの点についてお聞きします。まずは農業従事者の高齢化対策についてと農業後継者の育成対策についてであります。この2点は分けて考える必要もないかもしれませんが、表裏一体のものだと思っておりますが、あえて分けてお聞きします。

特に、国は、食料・農業・農村基本法に基づき、基本計画が策定されてはや5年がたっております。しかしながら、これはちょうどこの17年度からまた計画の改定の時期を迎えております。改定ということは、これまで余りその基本計画がうまく実行されていなかったのではないかと考えております。その中には、あらたな農政の方向性も示されております。

やる気のある能力のある経営者が中心となった農業構造の確立と担い手による自立的な農業経営を後押しするとともに、効率的で競争力のある農業構造を形成する観点に立って、農業構造の改革を加速化するとあります。

考え方によっては、これはこの方針に従わないものは切り捨てていくととれるような計画だと思っておりますが、その辺のことを市長の考えをお聞きしたいと思っております。

あとは二、三、回答を待って質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 10番、太田議員の御質問にお答えをいたします。

まず観光政策全般についてでございますが、国民の生活意識は価値観やライフスタイルの変化によって、ものの豊かさから精神的な豊かさ、ゆとり、うるおいを求める生活へと変化をしております。

また、観光客の動向につきましても、これまでの団体客から家族、友人を中心とした個人グループ型へと移行する傾向にありまして、観光の形態も、見る、見学するといった観光から参加、体験、学習といった多様な活動に広がりつつあります。

由布市には豊富な自然や温泉、自然景観と調和した生活空間、文化財など多くの観光資源に恵まれております。地域の未来を切り開く有力な手段の一つとして観光を位置づけて、訪れる人にとっても魅力的であり、住民にとっても快適で、誇りを持つことができる観光地づくりを進めてまいりたいと思っております。

また、地域が培ってきた特性や魅力を最大限大切にしながら、各地域の特性に応じた産業の振興を推進し、地産地消、きのう申しました地消地産やスローフードなど消費者の新たなライフスタイルの動向に対応した農林産物の生産販売の促進、観光と旅館業を結んだ生産流通の確立など、新たな展開を図るとともに、由布市を訪れた人がもう一度行ってみたいと思えるように、市民一人一人が心のこもったもてなしを、おもてなしの気持ちで迎えることが重要であると、私は考えております。

また、観光ニーズの多様化、観光地間競争の激化が進む中で、魅力ある観光地づくりを行うため、地域の特性を生かした魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

では、まず1番目の大型開発について今後の取り組みでございますが、現在うるおいのあるまちづくり条例に基づきまして、まちづくり審議会に開発の事前協議申請を諮問しているところでございます。この案件につきましては、平成17年9月7日から16日にかけて湯布院町第3回定例議会で石武地区大規模開発の中止、もしくは規模縮小を求める陳情書について審議をし、趣旨採択ということで決定をいただいているところでございます。

まちづくり審議会は、数回継続されて開催されておりますが、近々諮問の結果が出るものと思っております。審議会の結果を踏まえて、私も判断をしてもらいたいと思っております。

次に、2番目の基幹道路整備の取り組みについてでございますが、国道210号では道路整備、予算の確保、湯布院川北から大分市木ノ上間の指定区間編入について、国道210号改修促進協議会で国土交通省、九州地方整備局長に毎年要望を行っているところでございます。

とりわけ、川北挟間間は合併をした由布市にとりましてもまさに生命線と言っても過言ではございません。これまで国会議員、知事、県議会等々に旧3町長で要望を行ってきたところでございますが、今後は合併地域支援対策として強く要望してまいり所存でございます。

また、県道一ノ宮線につきましても県道等を通じてあらゆる機会を通し、道路整備の要望を行

ってまいりたいと思いますし、一ノ宮線に限らず主要県道につきましても要望を重ねてまいりたいと思っております。

続きまして、3番目のくらしの道事業の今後の取り組みについてでございますが、平成15年から19年度までの5カ年事業として国土交通省の支援を受けまして、湯布院観光等の渋滞対策の解消等を図るために、湯布院観光の中心的なゾーンであります温湯地区と乙丸地区とが国の事業対象としてソフト、ハードの整備を行っているところであります。

これまで交通量調査を踏まえて、当時の湯布院町が防衛事業や大分県の単独事業、一般財源等を活用して実施していたところでございます。本事業は、今後とも19年度までの間はハード事業による整備が必要と考えております。

しかしながら、全体事業計画は60数億円と膨大な計画でありますことから、当時の湯布院町の本事業の考え方を尊重をしながらも、由布市の財政事情を十分考慮しながら、身の丈にあった事業展開をしてまいりたいと思っております。

つまり、公立の補助事業、例えば、防衛交付金等の充当や大分県と協議の上、大分県自らが事業主体となり、実施していただく方策や市民参加の方法などで、本事業の実施をしてまいりたいと考えております。

次に、4番目の目的税としての入湯税の基本的な考え方についてでございますが、入湯税は地方税法及び市税条例の規定によりまして、鉱泉浴場における入湯行為に対し、入湯客に課せられます税でございます。

徴収の方法につきましては、ホテル、旅館等の経営者が特別徴収者となりまして、入浴客より入湯税を徴収していただくものでございます。

使用目的並びに使用範囲につきましては、同じく地方税法によりまして、環境衛生施設、鉱泉源の保護、管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるためとなっておりますので、そのようにいたしたいと思っております。

過去5年間の入湯客の推移につきましては、まず宿泊を伴う入湯客は4,000円以下、1人100円、4,001円以上が1人150円との入湯税になっております。平成11年度78万4,000人、12年度81万5,000人、13年度86万4,000人、14年度86万人、15年度87万7,000人、16年度77万2,000人、宿泊を伴わない入湯客は1人70円となっております。平成11年度は7万3,000人、12年度は7万5,000人、13年度は8万3,000人、14年度は8万4,000人、15年度は7万9,000人、16年度は修正報告の関係で3万7,000人と大幅な減になっております。ごめんなさい、3万ではありません、37万3,000人で大幅な増になっております。

次に、5番目の各種イベントに対する補助金の見直しについてでございます。議員さん御指摘

のように、由布市の中には各地域に長年にわたり継承されてきたイベントや伝統文化芸能がございます。一概に見直しや縮小もしがたい局面ではございますが、行政のスリム化や財政の孤立化が求められている中で、合併の趣旨を十分に踏まえ、それぞれの祭りやイベントの内容を精査しながら、これから判断してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、施政方針の2つ目に、協働のまちづくりを提唱いたしましたが、地域でできることは地域でやっていただく精神と制度の定着に努めてまいりたいと考えております。

由布市における祭りやイベントの内容につきましては、お手元にお配りいたしておりますが、19件の祭りやイベントが開催されておまして、2,400万円が市からそれぞれの団体等に補助、助成をしているところでございます。

資料 後で、後ほど差し上げます、失礼しました。

次に、農業政策についてでございますが、昨年9月の新たな資料、食料・農業・農村基本計画の策定につきまして、中間論点整理の概要が示されまして、今年3月に基本法の見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本法が示されました。

由布市といたしましても、新たに農政課の中に農政企画係を設置をいたしたところでございます。農村はそこに住む人々の生活の場であり、また農業生産の場でございます。国、県の基本計画を尊重しつつ、真に由布市としての農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮や効率的で効果的な、わかりやすい政策体系の構築を進めます。

特に、農業を産業として振興する産業政策と農村地域を振興保全する地域振興政策について、その関係を十分整理した上で進めてまいりたいと考えております。また、耕地係では、農村振興基本計画を策定し、進めてまいります。

2番目の農業者の高齢化対策及び後継者の育成対策につきましては、現在登録されている認定農業者等を分析しながら、認定農業者制度の見直しを行いたいと考えております。

また、小規模な農家や兼業農家等も担い手たる集落営農に参画できるように、集落営農の育成、法人化を推進したいと考えております。

中山間地域に位置する由布市の農業政策は、由布市農政審議会委員の意見を拝聴しながら、農政委員会を立ち上げまして、その意見を拝聴しながら真に由布市の農業、農村の計画を作成し、その計画に基づく農業振興を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 途中ですけども、どうぞ。太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 時間がないわけで、とりあえずあとの2点、2番目の農業政策だけにちょっとお聞きします。

いわゆるその計画はつくったが、このもう20年間ずっと計画だけで絵にかいたもちで、農業

の従事者たるものが年々年をとってきたと、いよいよ実態的には60の人を対象に10年間でこのような施策を早めに実行しようということだったんでしょうけども、現実にはほとんど改善されないまま、高齢者は現実にもう70を超えて、これから先、70の人が80まで農業ができるかという、そういう危機迫ったものが現実にあると思います。

で、こういうふうに国から施策としてまあ来てるものの大部分に、その裏側にはいろんなモデル事業としての補助金等が事業としてついてくると思うんですが、現実にはこれを由布市の中で導入していけるような可能性が果たしてあるのか。その辺のことをお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 課長。

農政課長（平野 直人君） お答えをいたしたいと思います。農政課長の平野と申します。よろしく申し上げます。

今、議員さん御指摘のとおりでございます。本当に由布市の農業者は高齢化をしております。先ほど畜産農家の平均年齢が73歳ぐらいだというふうに認識をしているところです。でそのくらいやっぱり市内の農業者は高齢化をしております。

で、それを置きかえると、兼業農家が多いわけです。で、だんだんその若い人になるほど、一定の給料制のところにお勤めをしております。なかなかその農業をするには土日の農業しかできないという実態があるわけでございます。

そういうことも踏まえまして、国の方は集落営農をしっかりとやりなさいということがございます。

で、集落営農につきましても、その地域地域で住んでる方それぞれ違います。地域地域で考えるを持ってる地域と持っていない地域もあるわけございまして、そういうものを総合的に分析をして、真にその地域でその農業をどういうふうにして発展をさせていくのかということが一番大切なことだろうというふうに思っております。

でありますんで、ここらをしっかりと分析をする、あるいは検証する中で、事新しい農政体系を組んでいかなければいけないことだろうというふうに、私自身に言い聞かせながら、今後農業政策に対して向かっていきたいというふうに思っております。

でありますんで、食料・農業基本法の間論点を呼んでみますと、やっぱりその大分県の由布市は本当に中山間地域でございます。でその要項がすべて当てはまるかという当てはまらない部分もありますし、当てはまる部分もあるわけでございます。

でありますんで、今回の計画には、本当に地域住民が考えてる部分とやっぱり行政として指導してあげなければいけない部分、そういうものをしっかりと見据えて、計画をつくってまいりたいし、それに基づいて農業の振興を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（１０番 太田 正美君） じゃあ時間がないので、由布市として認定農業者が何人程度おられるのかだけお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 課長。

農政課長（平野 直人君） 申しわけございません。今資料を持っておりませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 審議の途中ですけど、休憩をします。午後は１３時から引き続き太田正美君の質問を許します。

午後０時０３分休憩

午後１時０２分再開

議長（後藤 憲次君） 教育長より市長代行のため、公務のため欠席届が出ております。それから、利光直人、佐藤正議員から欠席届が出ておりますので、許可しております。

それでは、午前中に引き続き、太田正美議員の質問を続けたいと思いますが、その前に、農政課長より太田議員による答弁漏れというか、調査のためにした結果をお知らせしたいと思います。どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。１０番議員の認定農業者の数はいくらかということですが、答弁をいたしたいと思います。

まず、認定農業者は挟間地域が２９名でございます。庄内が１１０名、湯布院が４４名、計１８３名でございます。そのうちに、集団、あるいは法人で登録してる認定農業者が挟間が３、庄内が２、湯布院が３でございます。

次に、農審の将来とも農業を行っていくという土地の面積を御紹介いたしたいと思います。３町合わせて４、７４２ヘクタールが将来とも農業をしていくという意思表示をした土地の面積でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） それでは、続けて質問を許します。太田正美君。

議員（１０番 太田 正美君） １点目に戻りまして、大型観光開発の取り組みのことについてお聞きします。

これは、先ほど市長が入湯税のところ資料を読み上げた中にもありますが、平成の１５年をピークとして入湯税の宿泊数は激減をしております。そういう意味では、宿泊事業体としては今、大体どのくらいの人数を把握しておるのかをお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

環境商工観光部長（小野 明生君） 環境商工観光部長の小野でございます。

今の御質問で、事業数と言いますと、ホテル、旅館でよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 入湯税は当然その宿泊施設と入湯だけをしているところ2点あると思いますので、その両方をお願いします。

税務課長（野中 正則君） 税務課長の野中ですが、太田議員の御質問にお答えいたします。

今言われたのは、入湯税を納めていただいている事業者数でございますが、きちんと今ここ資料がないので把握しておりませんが、私が、概算で申し上げますと96件くらいです。納めていただいているところが70何件というふうに記憶しております。正確の数字はまた後ほど資料を差し上げたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 96件というのは、湯布院温泉の旅館組合の件数であって、旅館組合に入っていない方がおよそ30件くらいあると、私は思っておりますが、その辺は把握していないというお返事になるんですが、そうすると、今度新市になって当然挾間、庄内にもそういう施設があると思うんですが、そういうところの課税対象の把握というものを今のところはしてないということになるんですが、いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 税務課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長でございます。今太田議員の御質問にお答えいたしますが、挾間、庄内地域につきましては今調査中でございます。私の方に、今手元で資料がありますが、挾間が7件、庄内町が3件で入湯税の対象になるだろうというのが現時点では10件でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 施政方針演説の中に交流人口400万人というふうにとらえておるんですが、平成16年でも宿泊客が10万人激減しておるわけです。それで、交流人口を全然もうこの近年400万人というのが一つの固定化されてずっと言われているわけですが、その辺の認識をどういうふうにお持ちなのか、市長にお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 正確なデータを持ってるというわけではないんですけども、16年度ですね、宿泊数いろいろ日帰り客等々を含めまして388万3,580というふうになっております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それはもうある意味では実態のない数字ではないかと私は考えております。現実には、大型バスで湯布院に來られて、たかだか1時間足らずの間でも往復すればその方たちもカウントされるということで、若干争点がずれますが、結局今、16年度、17年度と現実的には湯布院の観光客は減ってきてるという認識を持っていただきたいのが一つ。その中で、宿泊施設のキャパとしてはもう既に限界点を來てるのではないかというふうに、私は考えます。その中において、こういう新たな進出する企業がまだこれ以外にも五、六件あるように把握しておりますが、そういうものがどんどん進出することによって、これまで培われてきたそういう湯布院の企業がどんどんその根底を揺るがされるのではないかという危惧を持ってるわけですが、その辺について市長のお考えをお聞きします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりだと思います。観光客の数は平成14年が395万人ですね、15年が412万人、そして16年が388万人ということで、若干減少傾向にあると思います。

そういう中で、これから湯布院の旅館等々の経営をされてる方々、どのような対応策を考えていくのかという点でもありますし、またこれに加えて新たなそういう企業を、そういう大型施設が入ってくるということになると、熾烈な競争になってくるのではないかと考えています。

その熾烈な競争が本来湯布院のいやしの、のどかないやしの観光という、そういうものが壊れるような競争であってはならないと思います。

そしてまた、それを壊したときには湯布院の観光というのはないというふうに考えていいのではないかなと、そういう湯布院の暖かい観光はなくなって、普通一般の観光地になってしまうのではないかなと思います。

先般、総務省と話したときに、群馬の何温泉やったか、水上じゃないもう一つ、そういうもう一ついい温泉地があったんですが、そこが本来はものすごくそういう形で出発したのに、大衆のホテルがどんどん建つことによって、まあ本当に風俗が乱れる、そして本来持ってるそういう地域のよさというのが消えてしまって、今は本当に、鬼怒川ですかね、鬼怒川温泉、そうです、そうです。そういうふうになったというのを聞いております。

そういう例を考えたときに、これから湯布院が、湯布院の温泉保養地がどのようにあるべきかというのは、当然わかってくると思います。

そういうことで、私もこの湯布院の今のいい環境が壊れないような、そういうように考えていきたいと思っておりますし、企業進出についても今、そういう条例等々を十分検討しながら、これ以上壊れないような方策で行きたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 次に今度、基幹道路としての取り組みですが、先ほど210号線の期成会、協議会等を立ち上げて、国、県等に要望しているとお答えがあったんですが、一方、この冬期間、湯布院別府間というのは特に由布岳をふもと近辺というのはもうたびたび凍結、特に山陰は非常に危険な区域が何カ所かあります。特にその猪瀬戸から由布山の登山口にかけての道路というのは、非常にもう危険な状況を、毎朝のごとく起こっております。

それで、特に今は別府、庄内、挾間もそうですけど、湯布院のそういう宿泊施設の勤めてる方が非常に大変ふえております。そういう方々はもう毎日のことですので、非常に困っております。そういうところも早期にやっぱり観光道路じゃなくて、生活道路としてのとらえ方も考えていただき、まあ急激な拡張計画等は望みませんが、そういう山陰とかカーブのところとか、そういうできやすいところから早急な対応を望みたいんですが、お考えをお聞きます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう要望をぜひしていきたいと思っております。これはもう全線そういうことで、雪によるものと、それから狭隘によって離合が難しいようなところとかいろんなところがございますが、その点については県当局に強く要望してまいりたいし、全線ではなくて、本当に危険な箇所から改善をしていくということで、お願いをしていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 次に、くらしの道事業ですが、19年度までにハード事業を終えると、そのかわりまあ60億円とも言われる事業費が余りにも膨大で、手つかず状態というような感じですが、もう少しまあ地元と協力しながら、例えば九電と協議しながら電線の地中化埋設とか、そういう事業は考えられないのか、それと植栽に対するもう少し取り組みが積極的にできないのかを、そういう具体的な事業に対する構想はないのか、お尋ねをします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 本来、この事業につきましては建設所管の事業でございますけど、前任の湯布院のことというようなことで御答弁させていただきますが、議員御指摘のように、これらの事業につきましては、ハード事業が既に入ってる事業でございます、かなりの事業費を要する事業でございます。

議員御指摘のように、身の丈にあって、それぞれの地域でやれる部分、あるいは電線の地中化、電線はあの通りにつきましてはセットバックを1回やったわけでございますので、地中化等につきましては莫大な事業費がかかります。これらも含めまして、やれる範囲内の事業で19年度まで実施をしていきたいというふうなことを考えておるところです。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（１０番 太田 正美君） 次に、最初の目的税のことについて、課税の方法等はわかりましたが、一番最初の根源となるその山等の自然保護に対する税の使われ方等をどういうふうに考えているか。

まあその環境とか観光、消防等はわかりますが、直接的にそういう山林等にお金を使うつもりはないのか、特に私は由布岳のふもとにありますが、今由布岳の崩壊というのが塚原地区に限らず湯布院側の方も特に杉の山林はもうほとんど崩壊状態に近い状態で、景観だけでなく災害についても非常に危惧される部分がありますが、その辺についてお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） きょうも今、教育長が行ってるのは、川キャンペーンということで、大分川をきれいにしようということで、ＯＢＳ等々が今回、植樹をしてるということで、中学生を対象に大分川に沿うところに植樹をしてくれということで、私はやっぱりそういう自然景観も兼ねながら、それから災害とかそういうものにつよいものについては、やっぱり広葉樹林が一番いいと思っております。

そういうことから、もしそういうことになれば、そういう広葉樹林の植栽についても危険箇所等については、私は災害とかそういう危険箇所については、そういう保水力のある、そういう広葉樹林を植えていきたいと思ってますけども、きょう急に言われましたからそういう点につきましても今後十分検討してまいりたいと思いますが、そういう方向は考えられると思います。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（１０番 太田 正美君） これは、先ほどの農林業のこととも関連するんですが、そういう産業を育成するためにも、環境をもっと積極的に進める意味では、現実にその今、杉山というのが非常に、現実に金にはならないけど、若干今、中国等が少し輸入というような形があらわれてきてますが、現実にはそこまで行くには時間がかかるんじゃないかと思いますが、杉山の崩壊というのは、我々が想像する以上に激しく、早く、来年の台風時にはもう直接そういうものが影響するんじゃないかと思うので、早急な調査等をやっぱり行っていただきたいと思っております。

次に、イベントに対する補助金のやっとな資料が来たんですが、ものによっては事業費と補助金がいコールみたいなものもあるし、事業費に対して補助金が結構少なくて大きな事業で来てるものもあるように見受けられます。この辺のことに関してはもうちょっと再考して、効率よい事業を進めていただくよう希望します。

私はちょっとよくわからないんですが、そのきちよくれ祭り等はかなりの金額を、事業費も大きいし、補助金も半分ぐらいを出しているんですが、この辺の見直しはどうなんでしょう。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） こういう各地区に本当にまあ地区住民の楽しみも含めたイベントがある

わけでありませけれども、このイベントにつきましても、私が協働という言葉で申しておりますけれども、そういう協働の精神を持って、今後こういうイベントについてはできるだけ事業体を、事業主体を民間の方々にはやっていただけるように、そういうふうにしたいと思っております。

そういうことから、補助金につきましても、今後は十分検討して、費用対効果ということをも十分考えてまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、10番、太田正美君の一般質問を終わります。

.....
議長（後藤 憲次君） ここで10分間休憩します。13時半から再開をします。

午後1時21分休憩

.....
午後1時30分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、7番、溝口泰章君の質問を許します。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口泰章です。いよいよ一般質問の最終でございます。3日間の質問でお疲れのこととは存じますが、今ひととき時間をちょうだいいたして、質問させていただきます。

由布市の発足後2カ月半、市長そして我々議員が選出されて1カ月半、忙しい中ですが、第1回定例会が開かれております。合併に対する様々な思いは賛否両論者の相克から歩み寄り、そして市長のおっしゃいます協調の中で、挾間、庄内、湯布院3町、それぞれの伝統や個性の相違を乗り越えながら、新生由布市の創造に向かい、市長以下市職員執行部各位、そして議員各位の真摯なる取り組みに敬意を評しつつ、一般質問をさせていただきます。

さすがに最後の質問ともなりますと重複する項目も多くなり、視点をかえたり発想をかえたりしながら質問をしなければならぬようになりました。通告のとおり3点ございますが、1点は確認事項となっております。大きな2点の質問事項が終了してから確認事項1点についてお伺いしていきたいと存じます。よろしく願いいたします。

まず、大きな1点目ですけれども、少子高齢化社会の対応についてでございます。私はこれを少子化と高齢化に分けて質問の予定でしたが、既に同様の質問が出ておりますので、整理をしながら視点をかえなければなりません。少子化を問題にする場合、2つの問題のとらえ方があります。一つは、少子化そのものを解消していくための方策を論ずる場合、もう一つは、少子化ゆえに発生するいろんな問題を解消していくための方策を論ずる場合です。

その1つ目ですが、少子化自体への対処に関しては、いわゆる出産と育児に係る生活場面への対処策である本市におきましては子育て支援や誕生祝い金の給付になりますが、これに関する質問としては、既に初日の小野議員、二宮議員、2日目の田中議員の質問、それに対する答弁で見解をお伺いしました。

また、2つ目は、少子化ゆえに出来る局面として、とりわけ小学校教育での複式学級に関する問題や児童の減少による統廃合の問題が取り上げられます。この件に関しては、2日目の新井議員、そして本日の小林議員の質問に対する答弁で見解を伺いました。

こうしてみますと私の出る幕はございません。しかしそういうわけにもいきませんので、先に質問なされた方々への答弁を踏まえて、少子化に伴ういくつかの問題を、これを高齢化社会の中で解消していく方策を模索できないかと存じて、質問を提案を行っていきたく存じます。

我が国の少子高齢化の進展は本当に予想を超える速さで深刻化してきております。人口の増減指数である合計特殊出生率は既に1.29、人口維持水準の2.07、あるいは2.08とも言われますが、これを大きく下回って西暦2050年には我が国の人口は1億人を割ると推計されています。

由布市におきましては、合併時総人口3万6,758人でスタートいたしましたが、挾間町の衛星都市化現象による人口流入から今後はいくらかの微増傾向が予想されています。

しかし、少子化の進展は深まり、それとあわせて高齢化率も上昇していくと見込まれます。

また、現在の由布市の高齢化率は25.7%であります。この後15年から20年で3分の1である33%に達すると予測されております。現在の4人に1人から3人に1人の高齢者を抱える自治体になるわけです。

表現をかえると、65歳未満、赤ん坊も含めてですが、65歳未満3人が1人のお年寄りを支えているこの現在から65歳未満2人が1人のお年寄りを支えるという時代がすぐそこまで来ていることとなります。これは本当に大変なことです。

国もこの事態に今まで同様に対処していたら、それだけでなく赤ちゃんを含め国民1人当たり600万円の借金、総額700兆円と言われる債務残高を抱えて瀕死の状態ですが、この国家財政はまさに破綻を迎えることとなります。

だからこそ、民営化政策と言われるものが急がれ、それに伴う三位一体というまさに実態を伴わないまんま財源の移譲で国家負担を軽減しようとしている姿勢が見えます。

具体的には、介護保険の大幅な見直しなど見てみますと、まさに国家のつけが我々自治体に回ってきているという感じを強く持ってしまう状況でございます。

そうした状況のもとで、地方自治体としては、合併によって事務組織や事務効率を改善する行政改革とそれに伴う財政改革で、経常収支率を下げていきなり、合併優遇措置を有効に活用し、

足腰の強い財政基盤を構築するなりして、住民の生活を少子高齢化という荒波から守り抜かねばなりません。

合併を契機として住んでよかったまちと思える由布市を実現するために、市民の皆様とともに知恵を出し合い、具体的行動を惜しんではならないと、思いを新たにいたしております。

また、今後の由布市市政の展開に関しましては、当然のことながら、予測もしない自体の出来も十二分にあり得ます。九重町の吊橋建設のような寝耳に水というような事件が起きないとも限りません。不測の事態に対する用意もしっかりと行っていかなければなりません。とりわけ、基金造成による、備えあれば憂いなしの体制づくりは欠かせないと考えます。

現在、由布市には18種の基金で18億円余りの残高を見ておりますが、こうした中、財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、国民健康保険基金など不足の事態に備えた基金造成をこれから行い、倍ほどの40億円ほどが備えを固める、そういう市政を優先させなければならないと思っております。

合併による特例債の有効活用をこうした基金造成に振り分ける必要を強く感じております。

今述べてまいりましたように、先行き不透明な状況を呈するこの社会情勢の中、由布市のリーダーとして市長の舵取りが極めて重要な局面であると認識しています。市長におかれましては、少子化の深まりで複式学級化している小学校が由布市全体で17校のうち現在7校、来年には新たに3校がその可能性があるという状況の中、教育環境の確保にどのように望まれようとしているのか。

また、地域住民のニーズに踏まえた方法で、市長は誠意を持ってこの教育環境の確保に臨むという姿勢は、先だつての答弁で伺いました。子どもたちの教育が十分に機能するよう、その市政の堅持をお願いしますので、回答は結構でございますが、少子化が続く限り現実化する統廃合の回避措置として、先ほど小林議員が提示しました小規模特認校制度の導入、これなどで地域のシンボルとして別の角度から学校を存続させていくという何らかの方法を研究する機会を設けるお気持ちはないのか、お伺いします。

そして、子どもたちの安全な登下校が脅かされているというこのとき、昨日の三重野議員に対する教育長の答弁、それ以外の犯罪防止策や抑止策、児童の自己防衛手段などをお考えであればお示し願います。

続きまして、高齢化についてですが、少子化が荒波の頂点だとすれば、高齢化は波の底に当たる部分ではないかと思えます。現代社会はその高低差が極端に激しくなった時代だと言えます。

まさにこの荒波に対する防波堤づくりをないがしろにすれば、自治体の命運すら左右しかねない時代に立ちいたると言っても差し支えありません。この高齢化についての質問の1つ目ですが、来年4月の介護保険制度の大幅な見直し、これは自治体の財政圧迫要因の大きなものになると思

います。その中、ますます介護対象者の増加が見込まれるのが高齢化です。介護給付の増大を抑えるために、認定基準の厳格化などで対応せずに、介護予防という視点から指導やサービスを提供する体制づくり、あるいは施設整備にどのように取り組むおつもりか、お伺いします。

2つ目は、高齢者の社会参加についてです。元気で高い能力を備えたお年寄りを登録するシルバー人材センターを設け、様々な市民生活上のサポートをお願いして、市財政の節減に寄与していただくような制度づくりを行えないのか伺います。

次いで、大きな2点目でございますが、合併直前の挾間町におきまして、多くの町道認定が行われた件でございます。この事実に対し、市長の公正公平という立場からどのような思いを持たれているのか、お伺いいたします。

大きな3点目は、先ほど申し上げましたように、確認でございますので、この2点の答弁をいただいてから、最後に確認をさせていただきます。

再質問についてはこの席で行います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まず7番議員、溝口議員の御質問にお答えをいたします。

まず少子化に伴う問題であります。その中で、少子化の影響を受けて複式学級化に直面している小学校に対する教育環境の確保をいかにするのかということでございますが、議員御指摘のとおり、少子化によりまして、平成18年度より40人から50人規模の学校で複式学級なる学校が3校ございます。県費単独措置、県単措置で実施する学級編成基準は次のとおりであります。

一つは、1年生は複式学級としない。それからもう一つは複式学級の人数は14人制とすると。それから、複式学級を行った後、なお2年生を含む、2年生と4年生とか2年生と5年生という飛び級、飛び式学級、飛び複式学級はこれは複式学級としないと。2年生を含む飛び級ですね。

それから、それらの措置をした後で、なお学校教育が困難な場合については、別途県教委の方で措置をするというふうになっております。

中学校はいかなる人数であっても複式学級はつukらないということであります。

そのような中で、由布市の40人から50人規模の学校の複式学級については、できるだけ複式を解消していきたいというふうに考えております。

ここで、今言われた複式学級対象校、解消対象校は3校ほどあります。

2番目、四、五年で学級統廃合の対象となっている学校はあるのかということでございますが、きのうも教育長答えましたけれども、平成17年10月1日現在の18年度の児童数調べでは20人以下の小学校は6校、そのうち10人以下は2校です。現在のところ、そうあっても統廃合については考えておりません。

しかしながら、私は子どもの教育、先ほど議員、地域の発展の核として学校はシンボルとして

残しておくという発言もございましたけれども、私はそのことも大事でありますけれども、教育、子どもの教育を私は中心に考えてまいりたいと思います。学級1人、あるいは学級2人、3人と、そういう状況の中で子どもたちが学習することが本当に力強い、たくましい子どもをつくっていくことになるのかと、その点についても論議がわかれるところでありますけれども、極端に少ない学級については、私は本当にいい子どもの善人教育はできないというふうに認識を持っております。

そのようなことから、今後はそういう統廃合についてはそういう思いを地区の方々にも述べていながら、機運の高まり、そして地域の皆さんの御理解を得る中で統廃合というものは進めていきたいと考えております。

子どもに対する残虐な犯罪が発生しているが、防止策をどのように講じるのかということです。

広島県、栃木県で不審者の児童に対する障害事件が起きております。由布市内の小学校におきましても不審者が車の中から児童に声をかける事件が発生をしております。幸いにして大事にいたりませんでしたけれども、教育委員会として緊急の校長会を開催するなど、児童の登下校の安全確保について指導をしてきております。

また、12月8日に溝口議員も出席していただきました大分南警察署と由布市各種団体と子どもを犯罪から守る緊急対策会議を開催したところでございます。

子どもが安心して通学できるように、警察を含め地域、学校、家庭が一丸となって守っていくことが大事だと考えておまして、そのような地域ぐるみの子どもの保護について、これから考えてまいりたいと思います。

また、子どもの防衛手段として、全児童に防犯ブザーを支給することとしております。

次に、介護保険にかかわる体制づくりにどのように取り組むかということでございますが、介護保険法が施行されて6年目を迎えて、18年4月より制度改正が行われます。現在、被保険者、65歳以上は当初より319万人、15%ですね、要介護者も187万人増加してそういう状況でございます。その中で、介護度の軽い要支援、要介護1の人が132%も増加をしております。

それによりまして、介護給付費も当初3.6兆円が年間10%ずつ伸びまして7兆円になろうとしております。

このように介護給付費の増加、軽度介護者の増加を抑制するために予防、リハビリ等の事業を進めることが重要となってきております。

今回、地域住民の保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置するための地域包括支援センター運営協議会準備委員会を設立いたしました。

市は、早急に準備委員会の審議をへて、地域包括支援センターの圏域設定や設置などの最終決定をいたしたいと思っております。

高齢化に伴う問題のシルバー人材センターに対する質問につきましては、平成13年度に挾間町が高齢者等就業支援センターを設置をいたしまして、技術取得のための講習会や研修会、また就業に関する情報適用、就労指導を実施してはりましたが、その中で素晴らしい技術や知識を持つ高齢者が住み慣れた地域で経験を生かし、活動することを指示するためにシルバー人材センターを立ち上げております。

この高齢者就業支援センターは、年間680万円前後の予算と3名の嘱託臨時職員で運営をしております。

センター職員は、シルバー人材センターの行う様々な業務に応じて、例えば大工仕事1時間当たり1,000円、家庭教師1時間当たり750円から1,050円、野外清掃1時間当たり600円から700円などの基準を定めておまして、単価等を積算し、請負契約の事務の事務をしております。

このシルバー人材センターは60歳以上の方で現在111名の登録者がおります。16年度決算では総事業費2,873万7,000円、受注件数は574件でございます、ここで働く高齢者が生きがいを持っていきいきと活動しておまして、利用者にも大変喜ばれているところでございます。

湯布院地区におきましても、来年2月をめどにシニア世代の方を雇用して畑の手伝い、草刈り、買い物などの事業を介護保険事業者が開始する予定であります。今後はこの支援センターの指定管理者制度の導入など、より効率的な運用を図って高齢者と利用者にとってよりよいあり方について検討をしてまいりたいと思っております。

次の、合併時の「駆け込み」に対する認識について、町道認定の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、旧挾間町では多くの町道認定が行われたところであります。これは、駆け込みととられてもいたしかたないと私は思っておりますが、その路線も地元からの強い要望により町道認定基準に適して、議会の議決をへております。そういうことでございます。

また、その路線につきましては、現在のところ改良等の計画はありません。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） まず複式学級について再質問させていただきますが、来年で17校中10校の複式学級を抱えるというふうになりますが、この教育環境の整備というものは本当あすの由布市を担う人材育成にとって非常に大きな課題となると思います。

そこで、先ほど申し上げましたが、シルバーの世代の方々に補助教員と申しますか、サポートをお願いできるようなシステム構築ができないものか、そのためには教員免許を持っていらっし

やる方がこの由布市、そして各地域にどれぐらい居住なさっているのかをちょっとデータ私持っていないので聞きたいんですが。大体の数でも結構です。アバウトでも結構ですので、実数を把握していらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長の後藤です。溝口議員の御質問にお答えいたします。

退職教員はアバウトですが170名程度ということ、由布市ですね、まあ今シルバーのそれとか利用ということも提案ありましたが、それも検討の余地はあろうかなと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） シルバー、シルバーと言ったら失礼ですけども、退職の先生方が170名、もちろんもう動けないと、学校まで出かけて子どもの面倒、授業を見るのはきついとおっしゃる状況にいらっしゃる方々もたくさんいるとは思いますが、この170名の方々が何人になるかわかりません。お声をかけていただきまして、シルバー人材センター、挟間にあります先ほどの市長の答弁によりますと、家庭教師という範疇になるかと思いますが、時給、1時間当たりですね、750円から1,050円の報酬で教師をなさっているということがございますので、この170名の中の何人かはわかりませんが、そういう条件で助けていただけないかと、市長も全市民、総ボランティア化を図るということでございます。

しかし、ボランティアというのは通常は全く無報酬だということでございますので、シルバー人材の組織に働きかけて、こういう由布市の状況ですと、複式学級でこれからも教員が削減されていく県の方向でございますと、そこであなたのお力をぜひともお借りしたいというような働きかけによる人材登録をセンターではなくて、市なり教育委員会がそれを担うような担当を用意していただいて、リストアップ、そして具体的な反応などを確認していただきたいと思うんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もう市民の協働ということから考えれば大事なことだと思いますし、担任をしてこれから授業をするということはちょっと高齢のため不可能であるということでもあります。でありますから、総合学習とか放課後のクラブとかそういう中で、本当にそういう技術的なもの、それから能力を持つての方の力を借りられたら、それは素晴らしいと思います。

そういう方と学校が本当に連携をとってやっていくことになると、いくようになると、地域で育つ子どもたちができるというふうに、私は思いますから、大変参考になることでもあります。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 今市長の前向きなお考えを伺いまして、安堵しておりますが、確

かにシルバーの方をお願いして、そして子どもの、複式対象の子どもたちの授業を見ていただくというのは、まあ難しい面もあるんでしょうけれども、先ほど申しました時給的な発想ですと、例えば、対象の授業をあらかじめセットしておきまして、本当の、本当ちゅうか、先生が小学校に入ってそれから下校を見届けて自分たちの仕事を終えて職場から帰るというパターンではなくて、授業の始まる時にシルバーの方がお見えになって、そして授業が終われば子どもたちと一緒に帰るという方法をとりますと、今度話はちょっと飛びますけれども、子どもたちを犯罪から守る意味合いからしましても、下校を一緒に、先生と一緒にするというので、もちろん犯人などがじっと見ていれば絶対に近寄るわけないんですけれども、あの地区ではそうやってらしいよという話が広まるだけでも、なかりな抑止効果が見込まれるんですけれども、そういう意味合いでシルバーの方が、いわゆるフレックスにですね、登校なさって子どもの面倒を見て、そしてフレックスに決行なさると。そのときに子どもの面倒を見る。全員を車に乗せて送り届けるという意味合いではありません。きょうはA子ちゃんところを通って連れて帰って上げる。もちろん数軒あれば一緒に帰って、1人しかいないときにはその子を連れて帰ってあげる。これがローテーション化してやっていると、犯罪をもくろんでる不届きのやつはそこには行かない、行ったって大人のシルバーの方に見られてしまうとなれば、本当、私犯罪者ではありませんからわかりませんが、行かないですね、あそこはやめようという気には少なくともなるというふうな予測をするんですけれども、そういう観点からぜひこのシルバーの方々への働きかけをお願いしたいと思います。

続きまして、今のシルバーの方の頼み方になるんですけれども、じゃあやってみようということになりましたら、人材センター登録をお願いするというふうな形で、封書1枚でほんと対象の170名の方々に連絡して、その回答を待つというのではなくて、もしやるとなったときには、本当誠意を尽くして、子どもを守ってほしいんだ、子どもの教育環境を整えていただきたいんだという意志を教育長、そして市長が実際に出向いて、それこそ三顧の礼を尽くすぐらいの形で、こちらがお願いしていくというふうな誠意ある対応をすれば、それこそ有能であればあるほど、その誠意に答えてくれるような結果が出て来るのではないかというふうに思うんですけれども、やる気を前提にしての質問なんですけれども、いかがでしょう。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） シルバーの方がどういう方かということでありますけれども、一応私も教員ですけど、定年退職しますともう教育に対しての本当にこころ情熱とかいうのがやっぱり薄れてくるんですね。で、子どもたちを見ると孫的な状況でこう見てしまうんじゃないかなと思います。と同時に今言われるように、朝から1日おって子どもと一緒に帰るというのは、お年寄りの皆さんにはとても不可能であろうと。そういうことからすると、やっぱり算数の得意な先生は算

数の教え方のじょうずなところで算数の時間に来て教えてもらうとか、そういうような活用の仕方をしていかなばならないだろうと。一日おっていただくというのはちょっと受ける側も不可能であろうと思いますけれども、学校もそれは大変苦しいんじゃないかなと、息苦しさを感ずると思います。

そういうことで、活用を十分考えていけばいいと思いますし、不可能であろうと思いますけれども、学校もそれは大変苦しいんじゃないかなと、息苦しさを感ずると思います。

そういうことで、活用を十分考えていけばいいと思いますし、登下校の指導につきましては、私はやっぱりいつも思っているんですけど、地域の老人会の皆さん、シルバーの皆さん方がやっぱりそういう気持ちになって、それこそ順番を決めて、地域ごと守っていただくような、そういうボランティアの気持ちが生じてくることを期待しておりますし、地域の方で子どもたちを守っていくと、そういうことになってほしいと願っているところであります。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ちょっとしたづれがありましたけれども、私も今、市長がおっしゃったように、1日中シルバーの方が学校にいるのはそれは確かにきついということは、先ほど申し上げました。ですから、説明不足だったのかもしれませんが、自分の得意な教科、あるいは来れる時間帯でというふうな対応でも、それはもう十分でございます。

それがあってこそ、地域の老人の方々も同じ世代の先生が来ている、で自分たちが一緒に下校のときには寄って、その先生と一緒に子どもたちを送るとかいう形でのまたシルバー同士のふれあい何かもそこで誕生するわけですから、非常に機能する方法だと思っておりますので、ぜひきょうのことを頭のひと隅に入れておかれて、何かの際には地域に出ていかれた際には、こういうことでやってもらえるかとかいうふうな問いかけなどをして、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、登下校の子どもに対する犯罪についてのことにちょっと入っていきますけれども、またこれもシルバーではございませんが、先だって教育長が声かけ班が出てきたんだけれどもという話をなさいまして、実際にボランティアで自分たちが子どもたちを見守るよというふうに申し出てくれた団体もあるんだというふうに伺いましたが、本当に嬉しいことだと思っております。

そうやって、危機感を共有してくださっている市民がいらっしゃるということは心強い限りですし、それを今度は市としてどのように組織を浸透、拡大していくのかという課題があると思っております。無線のグループだということで、先だってうかがいましたけれども、それがそういうグループだけじゃなくて、違う団体に波及していくような方策などで、いわゆる広告になりますけれども、募る形の動きを何とか考えていただきたいと思うんですけども、その点いかがでしょう

か。

議長（後藤 憲次君） 次長。

教育次長（後藤 哲三君） 溝口議員の質問にお答えいたします。

市長も施政方針の中で総市民、総ボランティアということもあります。こういう危機管理は皆さんが見守っていただかなければ児童を安全に下校することはできないと思いますので、溝口議員のおっしゃるように、やはり今は各町でボランティアの組織とかそういうのは把握してたと思いますけども、由布市としてはまだ把握、教育委員会としては把握しておりませんので、今後の課題としていただきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） わかりました。ぜひ早急とは申しません、確実な形で実現を望みます。

つきましても、そういうことでありますと、このやっしてくださる方々に対する、こちらは対応なんですけれども、ボランティアだからどうも御苦労さんで終わるような形ではなくて、例えNPOでありましても、謝礼を出しちゃいけないとかいう取り決めはございませんので、ガソリン代とか自分たちが用意したたすきだとか、そういったものの助成と言いますか、援助と言いますかはやらなければならないと、私も思うんですけれども、そういう助成に関しての、援助に関してのお心づもりはございますか。

議長（後藤 憲次君） 次長。

教育次長（後藤 哲三君） 溝口議員の御質問にお答えしますが、たすきとかそういうステッカー等は当然していきたいとは思っておりますが、防犯協会とも協力しながら、そういうのがあれば利用していきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） シルバー人材センター的な存在の組織づくりとそれに、その組織に関するお願いのパターンなどをぜひとも考えなさって動かれて、そして効果を上げていただきたいというふうに思います。

続きまして、介護に関してのことに話を移させていただきますが、昨日の吉村議員の質問と答弁の中で、福祉センターが湯布院の健康温泉館に隣接した町有地に建設予定であるということをお伺いしました。今後も、今後の介護予防のシステムが動き始めたような感がいたしております。

私自身も温泉館で運動をしております。多くの利用者が水中運動という形で筋力づくりを行って、足腰が実際強くなっているという話を伺っております。じかに伺っております。

水中に入りますと、水力で体重が軽くなる、浮くわけですね。浮いた上に動こうとすると水の

抵抗がありますから、相乗効果で軽くなって力が要するというんで、水の中を歩くだけでかなりな筋力がついてまいります。

これで、杖を使っていた人たちがだんだんと杖なしで歩行ができるまでに、お年寄りがそういうふうになってくるわけですから、かなりな効果があります。この効果が介護予防だと、私は思います。

そういう意味合いでも福祉センターが温泉館のすぐそばにあって、そして相談なりに見えたお年寄りにすぐにちょっと行ってみなさいという形で、クアージュにはその貸し水着もございますので、相談に来たときに入ってもらって、動いてもらって、水中運動をしてもらって、そしてどうだいと、疲れればゆっくりと仮眠をとるところもございますので、マッサージ師も呼べます。だから、そういう体験を介護が本当に必要になる前に体験していただけるような流れが、健康温泉館のそばに福祉センターが建つことによって、本当に機能的な、具体的な効果を発するように、私は昨日、吉村議員の質問と答弁の中で、これはいいことになるなというふうに思いました。

この実現をそのときに私の質問じゃございませんので聞けなかったんですけれども、健康温泉館のそばに福祉センターを建てるということですが、その時期についてをお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 時期については、計画はきちんとかういうふうに建てていきたいと思えますけれども、莫大な予算がかかるという、経費がかかるということで、今大変財政状況をしっかり見極めながらかかっていかないと、債権団体になるというようなことになってはどのようなものならないんで、ハードの部分についてはそういう目標を持っていくんだけれども、十分その財政との勘案をしながら進めていかねばならない問題であると、私は思っております。

やらないと言うのではなくて、そういう財政状況とあわせて判断をしていきたいと。だから、時期がいつということについては、もっと見極めてまいりたいと思っています。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） では、これは要望ということになると思いますが、ぜひともさまざまな計画があると思えますけれども、財政が、財政の基盤が整えば、あるいは予測がつくようになったらやるんだというふうなお答えをなさっている計画についての優先順位というものを、いつの日か、早目に、3月、6月の議会になるかわかりませんが、そういう議会を通じて私どもにぜひ御提示願いたいと思います。いかがでしょう。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この優先順位は学校給食センターとかそういう子どもたちに緊急、喫緊の課題についてそれを優先していきたいと思っておりますので、そういうじかに、直接影響をこ

うむる、そういうものから私は優先順位をつけていきたいと考えております。

ですから、これも十分検討してまいります。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 心の底から早い優先順位を願います。

続きましては、町道認定に関してでございますけれども、合併協議会において、駆け込みは行わないという申し込みで、それこそ合併協議はしゅくしゅくと進み、由布市が誕生いたしました。しかし、現実としてのことです。挾間町では合併直前に、平成17年に19件で1万2,050メートルという町道が認定されております。

そのとき、17年では、17年というのはほとんど議会が6月、9月しかありませんので、6月のみだとは思いますが、湯布院町や庄内町ではゼロ件でございます。

またその前の16年におきましては、挾間町が51件の町道認定へ6,586メートル、庄内町が3件の町道認定で1,007メートル、湯布院町がゼロということでございます。

こういう実態を見ますと、どうしてもこの町道認定は駆け込みと思わざるを得ないという気がいたしますが、この新市協定と言われる申し合わせに保護という形で認定した挾間に、挾間町の議会は当然議決というそのおかしからざる事実をへていますので、これを取り上げてどうのこうのせということではございませんけれども、何ともまあ私自身、残念な出来事だったと思わざるを得ません。

これからの教訓としても市長、公正と公平という施政方針のもとで、これをずっと堅持なさって、胸張って私の由布市を見てくれと、公正で公平なんだと言える執行市政を取り続けていただきたいと思えます。

このことを希望いたしまして、大きな2点の質問を終了いたします。

次に、確認事項についてお伺いいたします。

通告で2点ほど上げておりますが、さきの市長の施政方針を伺いながら思ったことです。政策基軸として愛情ある福祉のまちづくりと上げてございますが、これは中に、この中に具体的方策として元気な笑顔のあるお年寄りをいたわる条例の制定をお考えになっているということなんですけれども、これが元気な笑顔のあるといフレーズはお年寄りにかかっている、元気な笑顔のあるお年寄りに対する条例というふうに、私ぼんと直線的に理解してしまいました。あらっと、これいけないんじゃないかなと。

ですから、元気で笑顔がないお年よりはいたわらないんじゃないかなと。漫才ではございませんけれども、こういう誤解を招かざるを得ないような表現になっている。これは、笑い事じゃなくて、実際に条例化する条文ですから、条例のタイトルですから、こういう誤解を生むような条例になりますと、それこそ今、議員各位が笑うぐらいですから、これはとんでもないことになるん

ではないかなと、いらぬ心配かもしれませんが、思った次第なんです。

こういうワーディングについては、本当、十分に留意なさるようになっていただきたいと、これは指摘にとどめておいて、確認のみですから、はい。このことは本当、そういうふうに感じておりますので、ぜひかえるなり、かえるとすればもう元気な笑顔のあるところを、元気な笑顔でお年寄りをいたわるとか、あるいはもうお年寄りをいたわるというだけにするとか、そのあたりでとどめるようなワーディングでいいんじゃないかなと思っておりますので、御一考願います。

同様に、行政改革大綱の視点として、行政組織の見直しと職員管理の適正化を上げておられます。この職員管理の適正化というのが、私は職員の削減とも関連するのかなと理解していますが、差し支えございませんか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まずその前に大変恥ずかしい話でありますけれども、元気な笑顔のあるお年寄りをいたわるんですから、そういう形になろうと思います。これはそういう思いでということで、私もこの文を見て恥ずかしいと思います。まあ元気な笑顔のあふれるお年寄りになっていただくための条例を皆さんでつくっていかうという意味でありますから、これはもうこの名前の条例ができるというわけではありません。このようなものを踏まえた条例をつくっていくということでございますので、御理解をお願いしたいと思いますし、年をとってどなたも体が不自由になりますし、これはもう皆さんだれもが通っていかねばならない道でありますから、そういうときに本当に皆さんが周りから支えていただける、そういう若いころは年寄りには見向きもしないで、年をとったらおれたちを支援してくれと、そういう感覚の市民ではなくて、本当に若いときからいつも年寄りを支えていると、それはいつかの時代に自分も支えてもらうという、そういう心を皆さん、やっぱり醸成していきたいと、私は思っておりますので、そういう条例をつくってきたいということで、このとおりの名前の条例ではございませんので、後日訂正をさせたいと思います。

それから、人員削減等で結構でございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 人員削減のところになりますけれども、職員管理というのは業務の管理体制を適正化という意味と、職員事態、職員個々人の人事上の管理という両面ございますので、今市長がはっきりと削減という言葉で、これからの由布市の人事に伴う財政の修正化といいますが、行財政改革の本当に核心部分にもなるかと思っておりますので、ぜひ英断に伴う実行をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 職員の削減はもとよりですけれども、削減した時点で仕事ができないというような状況では困るわけで、職員の資質の向上をまあ図りながら削減をしていくというふう
に考えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 削減ですという方が、本当直裁的で、私はよかったのじゃないか
と思います。こういう今の市長のお言葉のように、余りオブラートに包んでいますと、本当誤解
する方がいますので、おれの身は安心だとか、ここでちょっとさぼったって、あの市長なら何と
かなるというふうな雰囲気が出たときが終わりです、はい。ですから、本当に削減ならば削減し
ますだけで終わった方がよかったはずなんです、はい。

以上で、私の、答弁ありますか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 削減をいたします。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ありがとうございます。最後になります。冒頭申し上げましたよ
うに、本当に慌しい中で、第1回定例会が開催されましたが、本当執行部、議会ともに混乱、戸
惑いを伴いながらも、新生由布市の創造に真摯に取り組んでいることが実感されます。この姿勢
を執行部、そして我々議員も保ちながら、市長の言う、きらりと光る由布市をつくり上げるこ
とをともに確認しつつ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、7番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

これで一般質問はすべて終了しました。

ここで暫時休憩をいたします。14時30分に再開します。

午後2時22分休憩

.....
午後2時32分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

.....
日程第2．請願について

日程第3．議案第32号

日程第4．議案第33号

議長（後藤 憲次君） お諮りします。去る12月9日、本定例会の本会議において、12月
1日までに受理した請願8件について、請願文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託を
いたしました。その後、請願1件を受理いたしております。また、本日、市長から議案第32号

助役の選任につき同意を求めることについて、並びに議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定についての2議案が提出されました。

ついては、この請願1件及び市長提出議案2件の計3件を本日の日程に追加し、追加日程第2から第4として議題にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、請願1件及び市長提出議案2件の計3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第2、請願を議題とします。受理番号9の請願1件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

次に追加日程第3、議案第32号助役に選任につき同意を求めることについて、及び追加日程第4、議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定についての2件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました議案第32号助役の選任につき同意を求めることについて、及び議案第33号由布市に収入役を置かない条例についての追加議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第32号助役の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

助役の選任につきましては、議会の同意を得て選任することとなっております。10月の由布市発足後、空席となっております助役の選任につきまして、このたび由布市の助役として大分県職員で現在東国東地方振興局次長の森光秀行氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

森光秀行氏は、別紙履歴書のように、昭和54年3月西南学院大学を卒業、在学中、行政上級に合格され、同年4月大分県職員として採用され、その間、福祉事務所、大分県税事務所、農林水産部、生活環境部、総務部等、重要な部署を歴任され、県民の付託に答えるため、率先垂範職務に当たってこられました。

行政経験豊富で、大分県職員として高く評価され、厚い信頼を受けておられる方でございます。

また、今回の由布市発足に当たりましては、平成14年度大分郡任意合併協議会設置の段階から、平成17年9月末まで合併協議会の事務局次長として大分郡3町の地域の将来を見据えた上で合併を実現するため、合併協議会のまとめ役に徹するなど、合併に対して深い理解があり、その手腕、識見、力量ともに優れており、さまざまな課題を乗り越えて合併にこぎつけたその手腕は大きなものがあると考えております。

これまでの行政と合併協議会での経験を生かし、由布市の進展のため森光秀行氏を助役として

最適任者であると認め、選任をいたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いする次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第33号由布市に収入役を置かない条例につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

皆さんから多くの御質問や各分野にわたる御意見をいただき、また市の財政の厳しさについても所見を披露させていただきましたが、国の三位一体改革の中で、補助金、地方交付税等の歳入の減少を補うために、市では早急に経常的経費の削減に取り組んでいかねばならないと思っております。

ここで由布市の収入役の削減を行い、行政改革に率先して経費節減に取り組もうとするものでございます。

何とぞ意図するところを御理解いただきまして、御協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

まず、日程第3、議案第32号助役の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。本案は委員会付託を省略し、後日の本会議での審議案件といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略し、後日の本会議での審議案件とすることに決定しました。

次に、日程第4、議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定についてを議題とします。

担当部課長に詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長の篠田です。それでは、由布市に収入役を置かない条例の制定についての詳細説明を行います。

議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定について、由布市に収入役を置かない条例を別紙のとおり定める。平成17年12月16日提出、由布市長首藤奉文。

提案理由といたしまして、行財政改革のためといたしております。

次に、内容について説明を申し上げます。次のページです。

由布市に収入役を置かない条例、第1条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第2項ただし書きの規定によりまして、由布市に収入役を置かないということです。第2条、収入役の事務は助役が兼掌する。第3条、助役に事故があるとき、または欠けたときは、収入役の

事務は市長が兼掌する。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました議案第33号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

・ ・

議長（後藤 憲次君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

午後2時42分散会